
勝央町 公共施設等総合管理計画

令和4年3月 改訂

(平成29年3月 策定)



勝 央 町

目 次

第1章 公共施設等総合管理計画の策定について	1
1 公共施設等総合管理計画策定の背景と趣旨.....	1
2 本計画の位置づけ.....	2
3 計画期間.....	2
4 対象施設.....	2
第2章 公共施設等の現状と課題	4
1 対象施設の現状と課題.....	4
（1）公共建築物の現状と課題.....	4
（2）公共建築物の築年別整備状況.....	6
（3）インフラ資産の現状と課題.....	7
（4）有形固定資産減価償却率の推移.....	9
（5）過去に行った対策の実績.....	10
2 人口の見通し.....	11
3 財政の現状と課題.....	13
（1）財政全般の現状と課題.....	13
（2）公共建築物の更新費用の推計.....	17
（3）インフラ資産の更新費用の推計.....	18
第3章 総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	19
1 現状の問題点や課題に関する基本認識.....	19
2 公共施設等マネジメントの基本方針.....	20
3 計画期間.....	21
4 目標の設定.....	22
（1）公共建築物の目標設定.....	22
（2）インフラ資産の目標について.....	23
5 総合管理計画の推進.....	24
（1）全庁的な取り組み体制.....	24
（2）情報管理・共有方策.....	25
（3）職員研修の実施.....	25
（4）アウトソーシングの推進体制.....	25
6 維持・運営の実施方針.....	25
（1）点検・診断等の実施方針.....	25
（2）維持管理・修繕の実施方針.....	25
（3）安全確保の実施方針.....	26
（4）耐震化の実施方針.....	26

(5) 長寿命化の実施方針	26
(6) 統合や廃止の推進方針	26
(7) ユニバーサルデザイン化の推進方針	27
(8) 脱炭素社会に向けた取組	27
7 公共施設等のマネジメントサイクルの形成について	28
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	29
1 公共建築物について	29
(1) 管理方針	29
(2) 配置方針	29
2 インフラ資産について	29
(1) 道路・橋りょう	29
(2) 上水道	30
(3) 下水道	30
第5章 資料編	31
1 更新費用の推計条件	31
2 延床面積縮減のシミュレーション	33
3 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み	38
(1) 個別施設計画の策定状況	38
(2) 今後 10 年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み	38
(3) 充当可能な財源見込みの考え方について	41
4 公共建築物一覧	42
(1) 住民文化系施設	42
(2) 社会教育系施設	42
(3) スポーツ・レクリエーション系施設	43
(4) 学校教育系施設	43
(5) 子育て支援施設	43
(6) 保健・福祉施設	43
(7) 行政系施設	44
(8) 公営住宅	44
(9) 公園	44
(10) その他	45
5 施設再編のケーススタディ	46
(1) 共通手法	46
(2) 個別手法（公共サービス機能の休止・廃止）	47
(3) 個別手法（公共サービス機能の継続）	48
6 公共施設等総合管理計画の策定・実施に向けた支援等	50

(1) 概要	50
(2) 公共施設最適化事業債を活用した先進事例	51
7 官民連携	55
(1) 多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針	55
(2) 官民連携手法の選定	55
8 用語集	56

第1章 公共施設等総合管理計画の策定について

1 公共施設等総合管理計画策定の背景と趣旨

勝央町は、(以下、「本町」という)は、昭和29年3月、勝間田町、植月村、吉野村、古吉野村、高取村の1町4村が合併し、本町が誕生以来、中国縦貫自動車道の開通、勝央中核工業団地、国営開拓事業など大型プロジェクトの完成や運動公園、武道館、保育園・小中学校の改築など公共施設整備による社会資本の蓄積に努めてきました。

平成14年度から16年度には、町民待望の文化施設(勝央図書館、勝央美術文学館、勝央文化ホール)も完成しました。また本町は、金太郎こと坂田金時終焉の地と伝えられ、毎年10月上旬には町最大のイベントとして「金時祭」を開催するなど、「金時ゆかりの町」としても知られています。

図表 1.1 位置図



本町は、これまでに町民サービスの一環として多くの公共施設を整備してまいりました。一方で、人口の減少と少子高齢化が進む中、財政的にも極めて厳しい状況にあり、これまでに整備してきた多くの公共施設やインフラ資産(以下「公共施設等」という)を適正に維持していくことが重要な課題の一つとなっています。

このような背景の下で、公共施設等総合管理計画(以下、「本計画」という)の策定は、公共施設等の現状や将来にわたる課題等を把握・整理するとともに、長期的な視点を持って公共施設等の適正配置と有効活用及び財政負担の軽減・平準化について立案し、持続可能な地域づくりを町民とともに実現していくために実施するものです。

今回、施設ごとの具体的な管理方針を示した「個別施設計画」の策定や総務省からの改訂要請(「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」(平成30年2月27日総財務第28号))など、本町を取り巻く状況の変化を踏まえて、本計画の改訂を行いました。

2 本計画の位置づけ

本計画は、厳しい財政状況の中で公共施設等に係る優先政策に対して如何に財源の配分を行うかをマネジメントしていくものであり、「第5次勝央町振興計画」及び「第2期勝央町元気なまち総合戦略」など関連諸計画と整合・連携させることが求められています。

また、本計画に基づいて、施設ごとの管理の取り組み方針を示す「個別施設計画」を策定しています。今後、公共施設等の将来の状況や需要を見据えた適切なマネジメントを推進することが求められています。

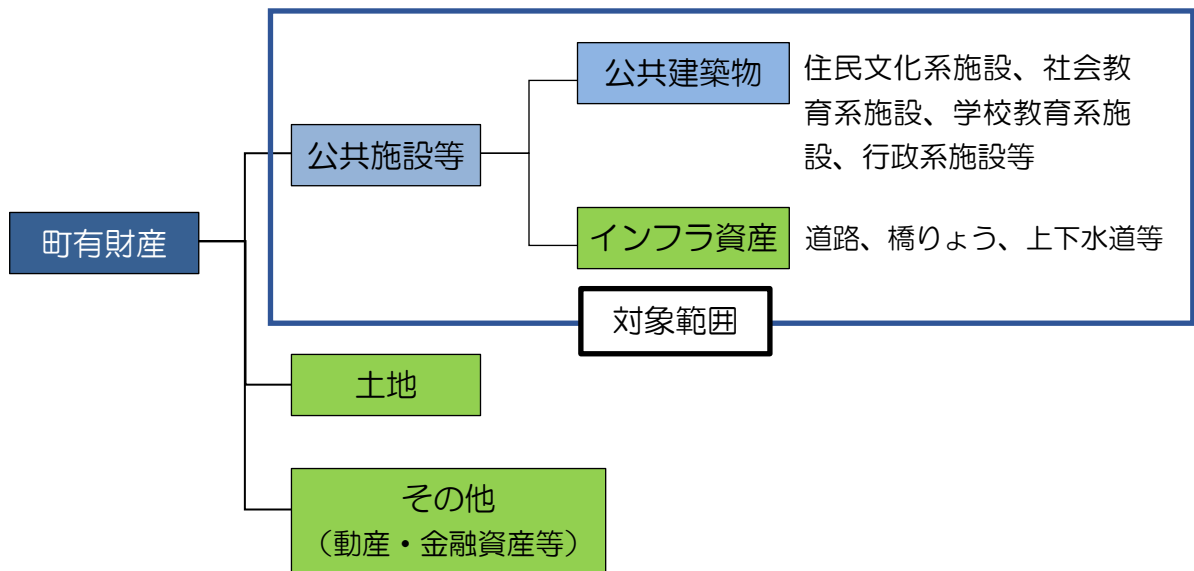
3 計画期間

本計画の期間は、平成 29 年度（2017 年度）から令和 38 年度（2056 年度）までの 40 年間とします。

4 対象施設

本計画は、庁舎や学校施設といった公共建築物約 72 施設（約 212 棟）と、道路、橋りょう、上下水道などのインフラ資産を対象としています（図表 1.2、1.3 参照）。

図表 1.2 公共施設等の構成図



図表 1.3 公共建築物内訳（普通会計）：令和2年度末時点

大分類	中分類	施設数	棟数	延床面積 (㎡)	構成比 %	敷地面積 (㎡)	構成比 %
住民文化系施設	集会施設	15	18	6,950	9.4	16,750	3.7
社会教育系施設	図書館	1	1	721	1.0	2,675	0.6
	美術文学館等	3	4	1,943	2.6	4,098	0.9
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	2	5	2,304	3.1	13,676	3.0
	レクリエーション施設・観光施設	1	40	5,130	6.9	194,619	43.1
学校教育系施設	学校	3	27	19,673	26.5	16,679	3.7
子育て支援施設	保育園	5	6	5,287	7.1	12,263	2.7
	幼児・児童施設	2	3	1,321	1.8	2,996	0.7
保健・福祉施設	障がい福祉施設	1	1	846	1.1	700	0.2
	保健施設	1	4	3,733	5.0	8,669	1.9
	その他社会福祉施設	1	1	550	0.7	2,893	0.6
行政系施設	庁舎等	1	4	3,071	4.1	4,808	1.1
	消防施設	6	6	765	1.0	10,328	2.3
	その他行政系施設	5	6	1,256	1.7	4,038	0.9
公営住宅	公営住宅	5	41	5,113	6.9	14,054	3.1
公園	公園	2	9	764	1.0	115,536	25.6
その他	その他	18	36	14,880	20.0	27,275	6.0
総計		72	212	74,308	100.0	452,057	100.0

※公共施設等の現況分析は、普通会計の施設（ごみステーションを除く）を対象に行う。

旧吉野小学校、旧古吉野小学校は分類上、その他に含めている。

第2章 公共施設等の現状と課題

1 対象施設の現状と課題

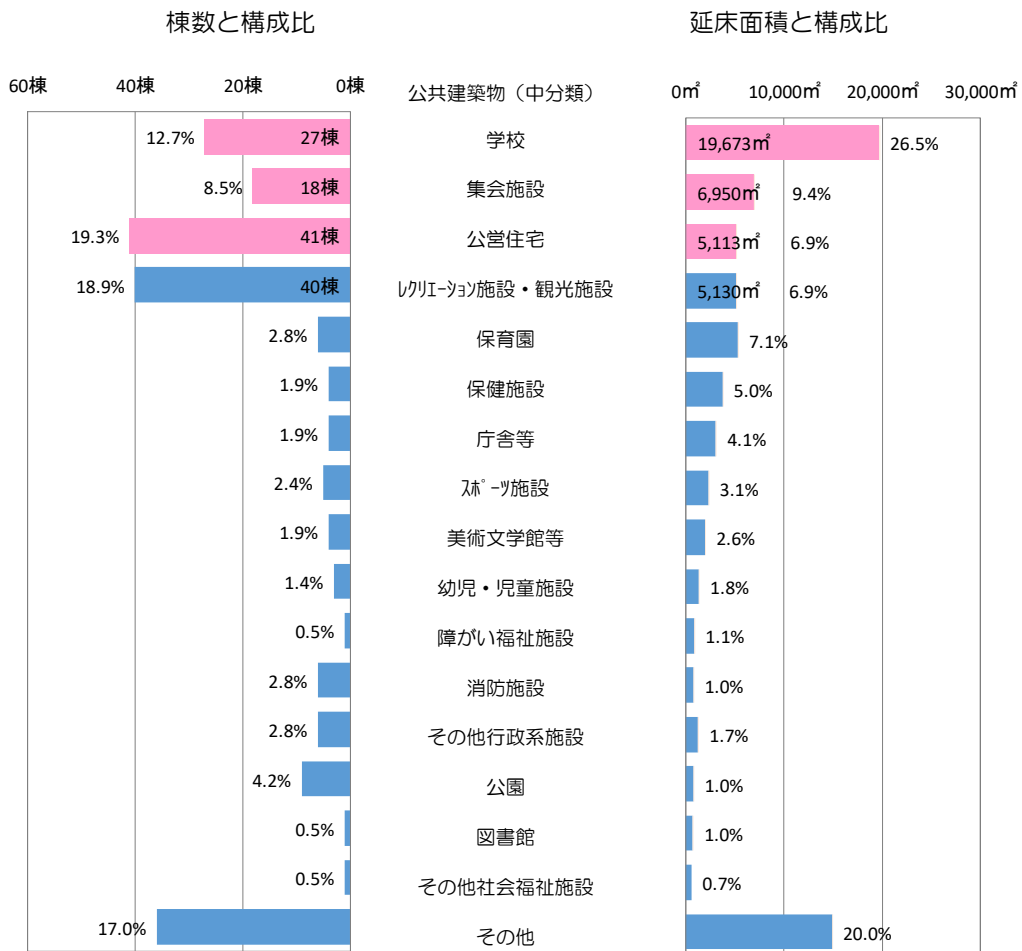
(1) 公共建築物の現状と課題

本町が保有する公共建築物の延床面積は約 7.4 万㎡で、町民一人当たり（11,041 人：令和 3 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口）延床面積は 6.73 ㎡、全国平均の 3.83 ㎡との比較では約 1.8 倍となっています。一方、これを同規模自治体（人口 1 万人以上 3 万人未満）の平均 6.72 ㎡と比べるとほぼ同水準となっています。

① 延床面積

建物の内訳では、学校が約 27%を占め、これに集会施設の約 9%、公営住宅並びにレクリエーション施設・観光施設の約 7%などが続いており、施設総量の適正化や統廃合等の対策を考える場合の優先候補であることが伺えます（図表 2.1 参照）。

図表 2.1 公共建築物の用途別延床面積（普通会計）2020 年度（令和 2 年度）末現在
●公共建築物の延床面積：74,308 ㎡（212 棟）

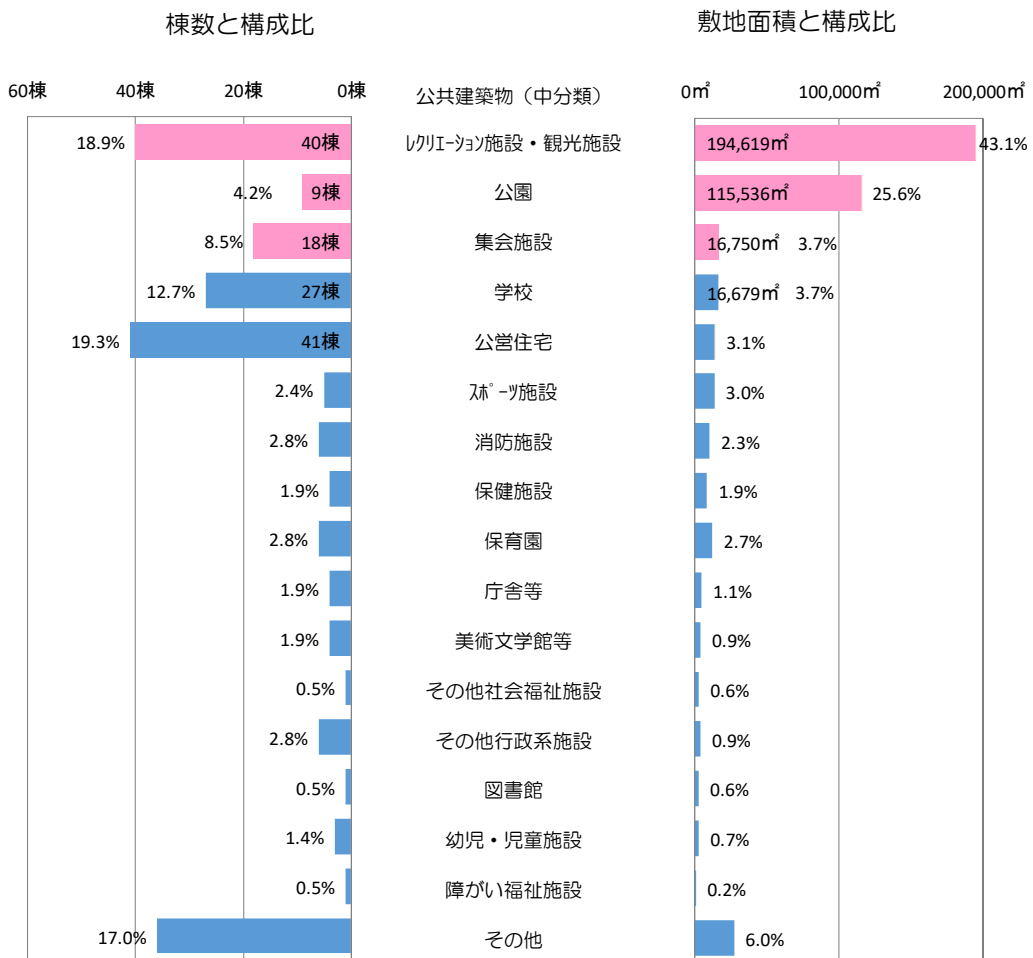


② 敷地面積

公共建築物の敷地面積に着目してみると、その総面積は、約 45.2 万㎡で、その内訳は、レクリエーション施設・観光施設が約 43%、公園が約 26%、集会施設並びに学校が約 4%と続いています。これらのことから、これら施設が立地する土地の有効活用（今後の跡地利用等）も課題であることが伺えます（図表 2.2 参照）。

図表 2.2 公共建築物の用途別敷地面積：2020 年度（令和 2 年度）末現在

●公共建築物の敷地面積：452,057 ㎡（212 棟）

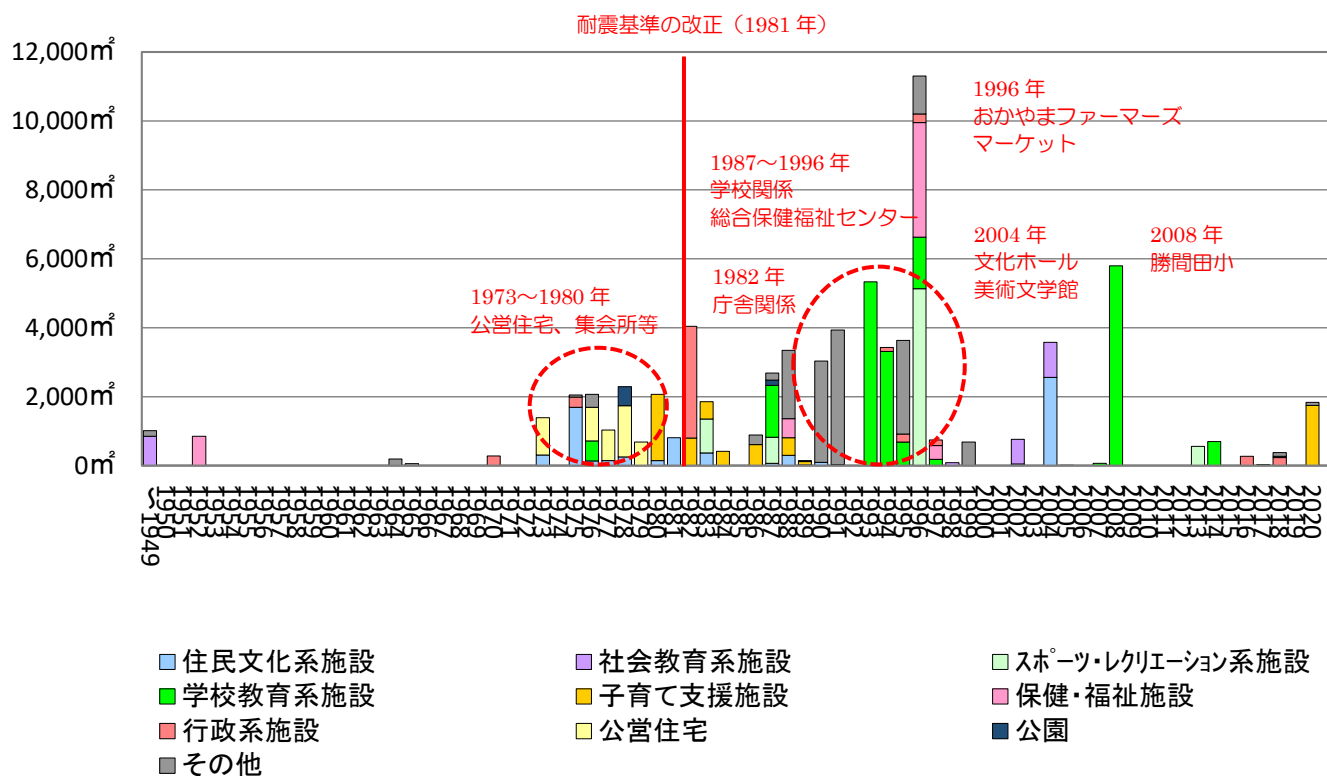


・その他には、農業関連施設（加工施設、処理施設、堆肥メインセンター等）を含む。

(2) 公共建築物の築年別整備状況

公共建築物（普通会計）の築年別整備状況では、1973年（昭和48年）前後から建築量の増加が始まり、1987年（昭和62年）～1996年（平成8年）にかけて整備のピークが見られます。これらは現在、概ね築43年から20年を向かえようとしており、本計画の計画期間内（40年間）には確実に更新（建替え）時期を迎えることとなります（図表2.3参照）。

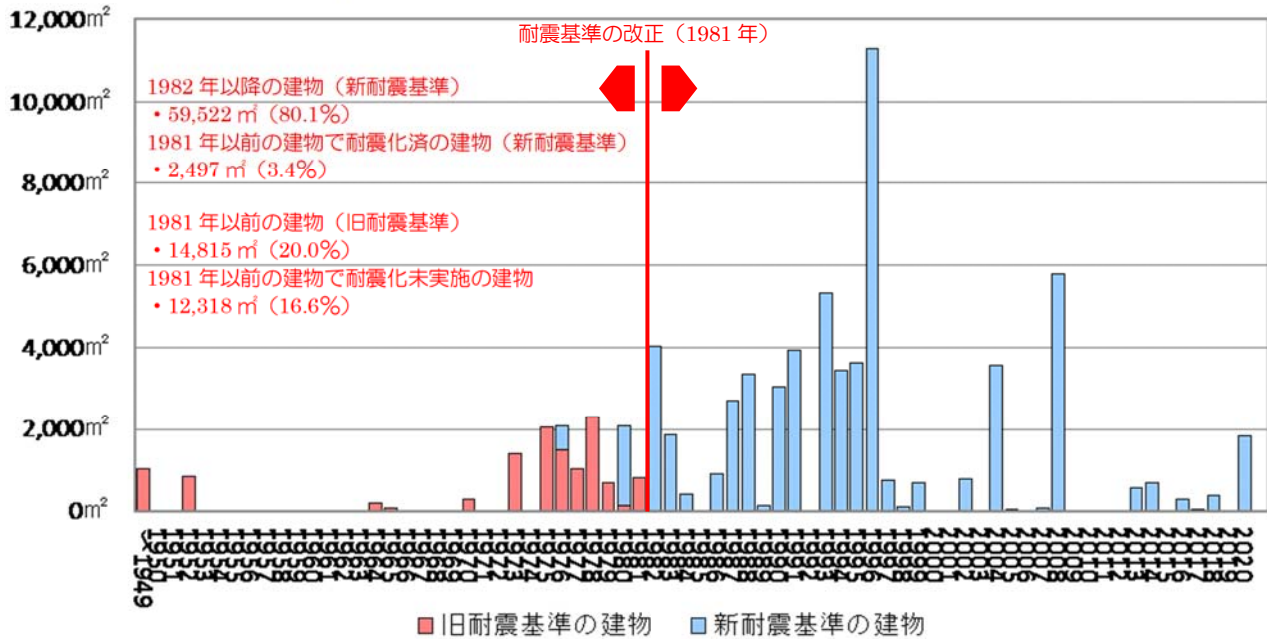
図表 2.3 公共建物（普通会計）の築年別整備状況：2020年度（令和2年度）末現在



- 公共建築物（普通会計）の総床面積：74,308 m²
- 総人口：11,041人（令和3年4月1日）
- 町民一人当たり延床面積：6.73 m²/人（全国平均：3.83 m²/人）

公共建築物（普通会計）の耐震化の状況では、建築基準法の耐震基準が1981年（昭和56年）に改正されましたが、この新基準に該当する建物は全体の約80.0%で、これに耐震化実施済を加味すると耐震化の行われていないものは、全体の16.6%になります（図表2.4参照）。

図表 2.4 保有する建物の耐震化の状況：2020年度（令和2年度）末現在

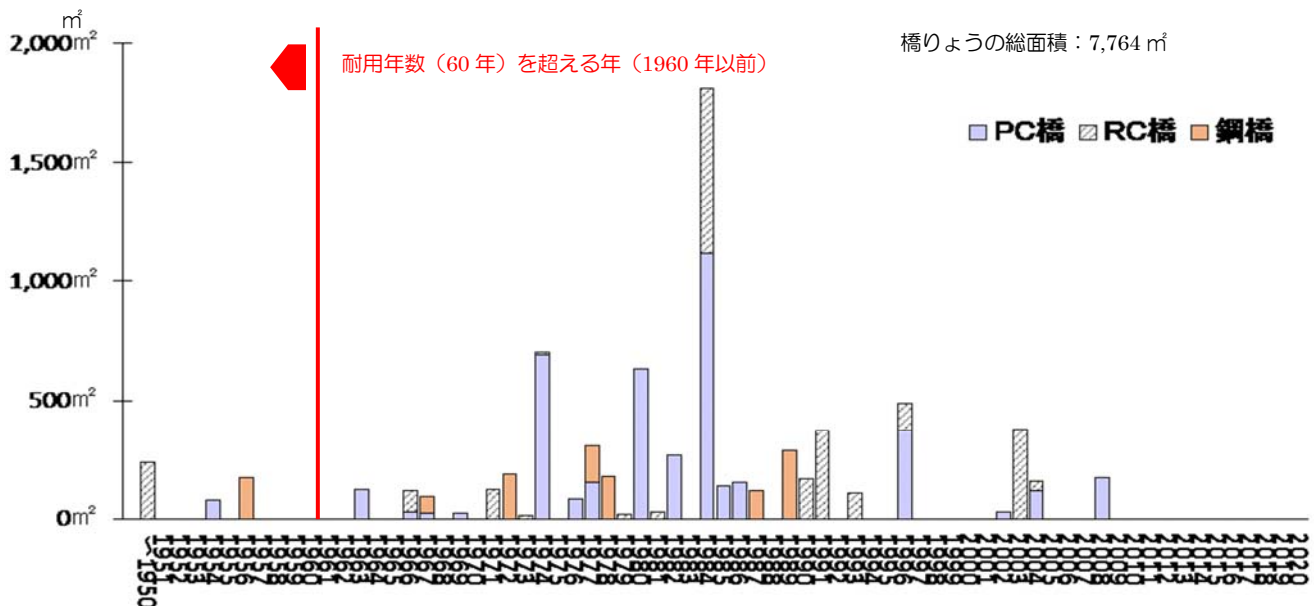


(3) インフラ資産の現況と課題

① 橋りょうの整備状況

インフラ資産のうち橋りょうは、既に耐用年数（60年）を過ぎたものも現れ始め、安全面を中心に万全の対応策が求められています（図表2.5参照）。

図表 2.5 橋りょう構造・年度別整備面積：2020年度（令和2年度）末現在

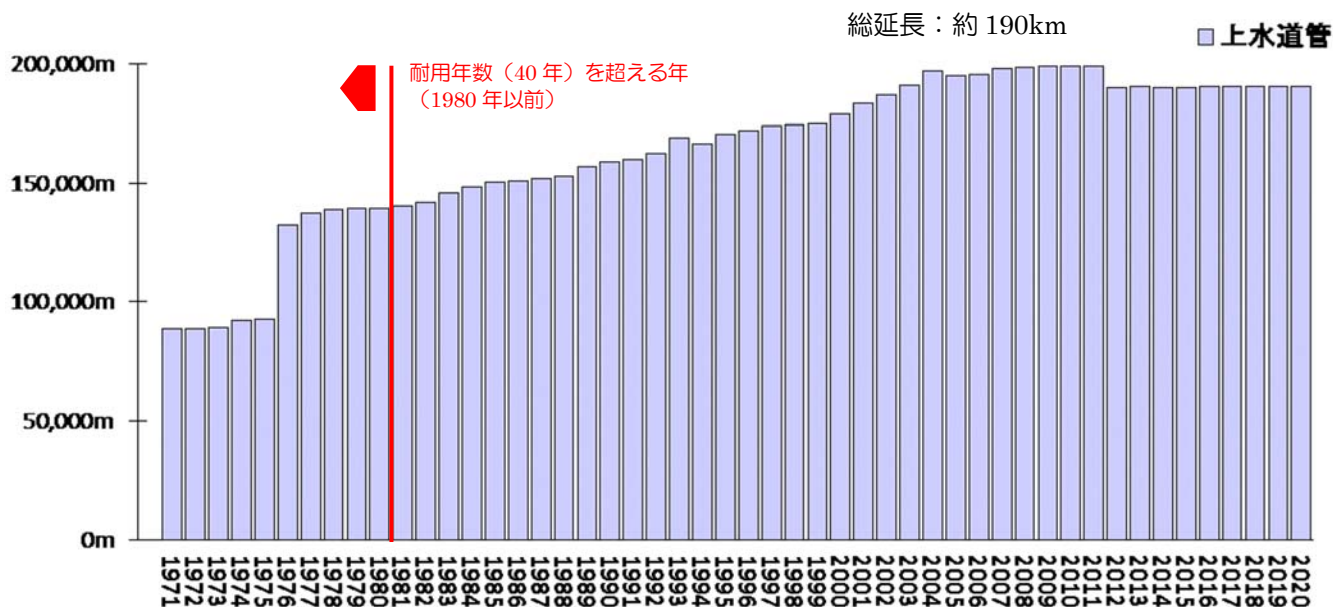


② 上水道の整備状況

上水道については 1971 年度（昭和 46 年度）に供用が開始され、現在の総延長は約 190km となっています。また、老朽化した管については、随時更新を行っています。

これら上水道管は、本計画の計画期間中（40 年間）には、そのほとんどが耐用年数（40 年）を迎えることとなります（図表 2.6 参照）。

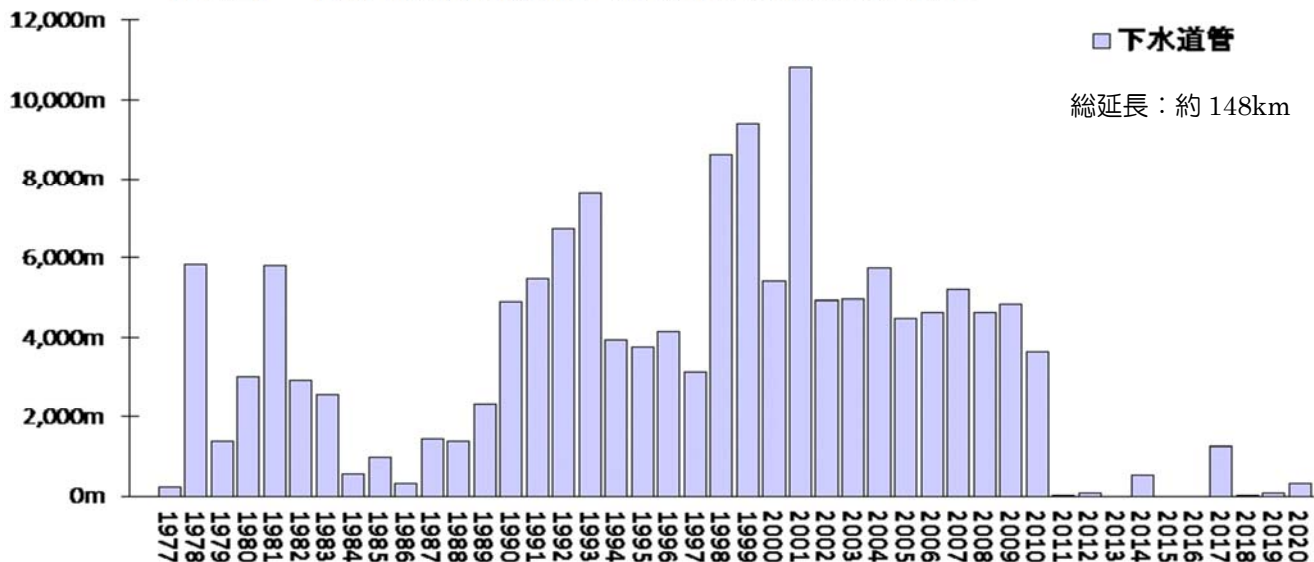
図表 2.6 上水道年度別保有延長：2020 年度（令和 2 年度）末現在



③ 下水道の整備状況

下水道は、1977 年（昭和 52 年）頃から整備が始まり、その後、整備延長は増加を続け、2010 年（平成 22 年）に整備が完了しました。本計画の計画期間中（40 年間）には、そのほとんどが耐用年数（50 年）を迎えることとなります（図表 2.7 参照）。

図表 2.7 下水道年度別整備延長：2020 年度（令和 2 年度）末現在



(4) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率とは、各施設を一定の耐用年数によって減価償却した場合に、年度末における施設がどれだけ老朽化しているかを示す指標です。「有形固定資産減価償却累計額÷償却資産取得価額等」の計算式で算定されます。

最も老朽化が進行している施設は、公共建築物であり、令和2年度末時点で66.7%となっています。ただし、平成28年度からの老朽化の進行率は0.5%となっており、平成28年度からほぼ横ばいに近い推移となっています。これは、高取保育園の更新や勝央中学校、勝央町役場の昇降機設備改修等の長寿命化対策により、施設の老朽化に歯止めをかけているためです。

今後も、施設を問わず老朽化は進行するため、施設の長寿命化や更新等を適切なタイミングで実施することが必要になります。

図表 2.8 有形固定資産減価償却率の推移

施設/年度	平成28年度	令和2年度	増減
公共建築物	66.1 %	66.7 %	0.5 %
町道	52.9 %	60.4 %	7.5 %
農道	45.9 %	53.9 %	7.9 %
林道	40.8 %	48.8 %	8.0 %
橋りょう	57.5 %	63.9 %	6.4 %
上水道	48.1 %	51.7 %	3.6 %
下水道	14.0 %	29.1 %	15.2 %

■算出方法

- 公共建築物・・・統一的な基準による地方公会計「固定資産台帳」から算出
- 町道・・・・・・統一的な基準による地方公会計「固定資産台帳」から算出
- 農道・・・・・・統一的な基準による地方公会計「固定資産台帳」から算出
- 林道・・・・・・統一的な基準による地方公会計「固定資産台帳」から算出
- 橋りょう・・・・統一的な基準による地方公会計「固定資産台帳」から算出
- 上水道・・・・・・決算統計から算出
- 下水道・・・・・・決算統計から算出

(5) 過去に行った対策の実績

前回の公共施設等総合管理計画策定以後に実施した対策として、下記の内容が挙げられます。

■除却

施設分類	施設名称	建築年度	延床面積	対策内容
その他	勝間田駅 駅浴場	1936	6	除却

■譲渡

施設分類	施設名称	建築年度	延床面積	対策内容
その他	水稻共同育苗施設	1986	863	譲渡
その他	乾燥調製一時貯留施設	1984	1,310	譲渡
行政系施設	植月北第1分団第4部消防機具庫	1979	23	地元へ移管

■利活用

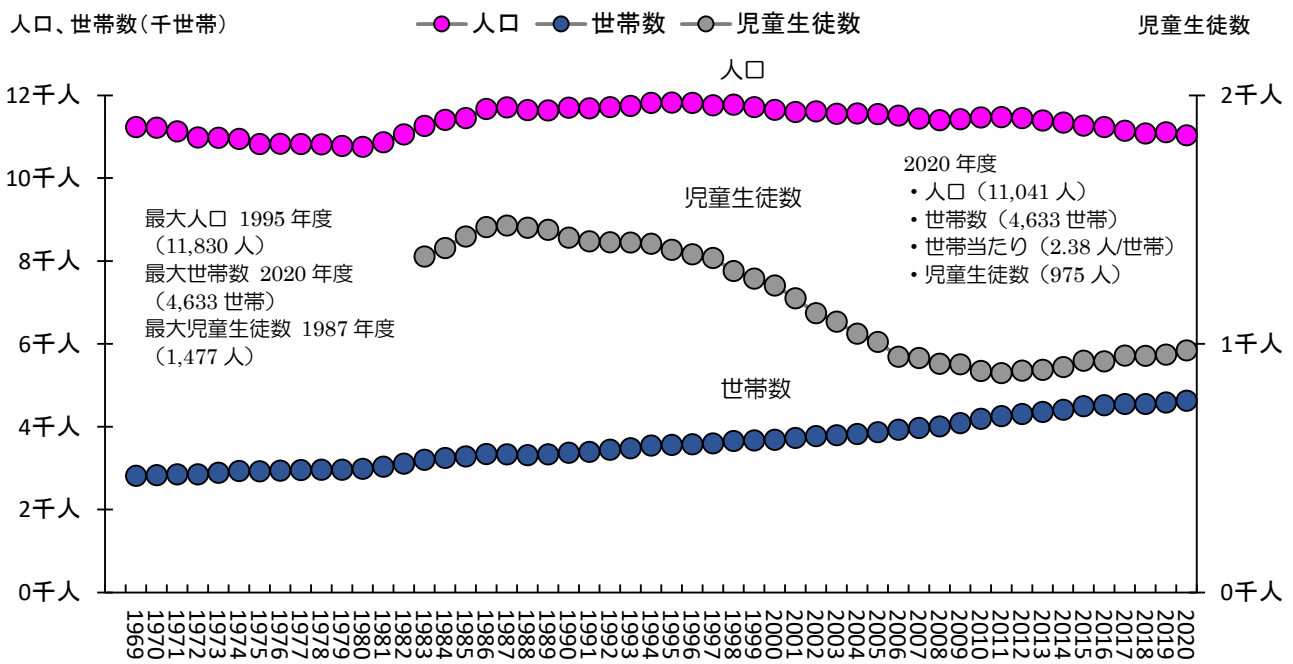
施設分類	施設名称	建築年度	延床面積	対策内容
その他	旧吉野小学校	1990	2,936	貸付
その他	旧古吉野小学校	1988	1,622	貸付

2 人口の見通し

本町の総人口は、調査期間内では、1995年度（平成7年度）の11,830人をピークに、減少傾向にあり、2020年度（令和2年度）には11,041人（ピークの約93%）となっています。世帯数は、増加傾向にあり、2020年度（令和2年度）では、4,633世帯となり、一世帯当たり2.38人と核家族化の進行が分かります。

一方、児童生徒数に目を転じて見ると、1987年度（昭和62年度）の1,477人から急激に減少し、2020年度（令和2年度）では975人とピーク時の約66%になっています（図表2.9参照）。

図表 2.9 人口及び世帯数の推移：2020年度（令和2年度）未現在



※資料：勝中央

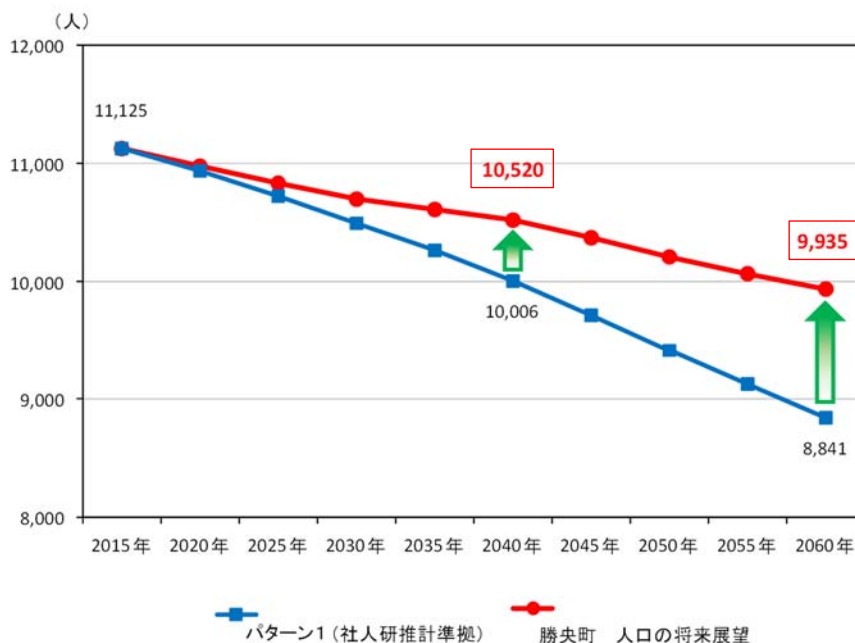
本町の人口ビジョン「第2期勝中央元気なまち総合戦略人口ビジョン(令和3年1月)」では、本町の将来人口を、2040年(令和22年)に約10,520人と展望しています。

また、年齢構成別にみると、税金を支える生産年齢人口(15歳~64歳)については、2015年(平成27年)の6,284人から約10%減の5,650人、老年人口(65歳以上)については3,306人から約3%増の3,398人と推計しており、高齢化率でみると、29.7%から33.0%に約3%上昇すると想定しています。(図表2.10参照)

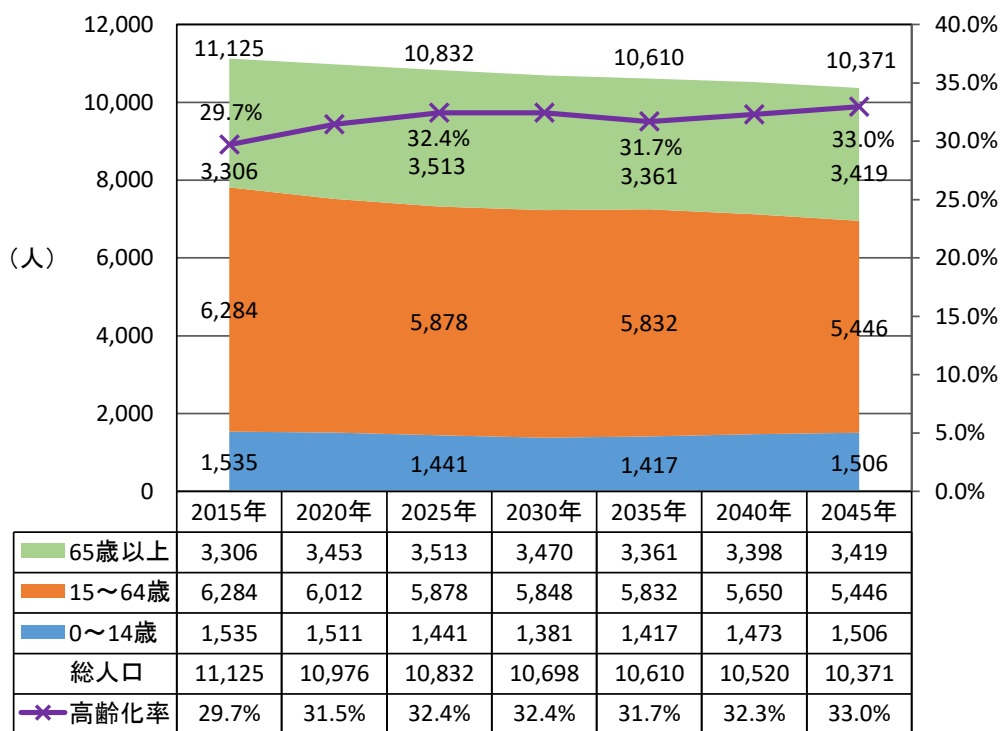
これらは、本町の合計特殊出生率が今後2030年(令和12年)に1.80、2040年(令和22年)に2.07まで上昇し、その後は2.07で推移することに併せて、男女ともに、全年齢階級において純移動率が2割上昇する仮定が実現した場合における推計であり、総合戦略の各種施策の効果を期待しているものです。

これらの総人口や人口構造の変化により、公共施設等に対する需要の変化や、それを支える財源への影響などを的確に捉え、公共施設等の最適化を図っていく必要があります。

図表 2.10 人口の将来展望



資料：まち・ひと・しごと創生本部配布ワークシート・町独自推計結果より作図



資料：まち・ひと・しごと創生本部配布ワークシート・町独自推計結果より作図

注) 端数処理の関係上、年齢3区分の合計値と総人口が一致しない場合がある。

※「第2期勝央町元気なまち総合戦略人口ビジョン」より

3 財政の現況と課題

(1) 財政全般の現状と課題

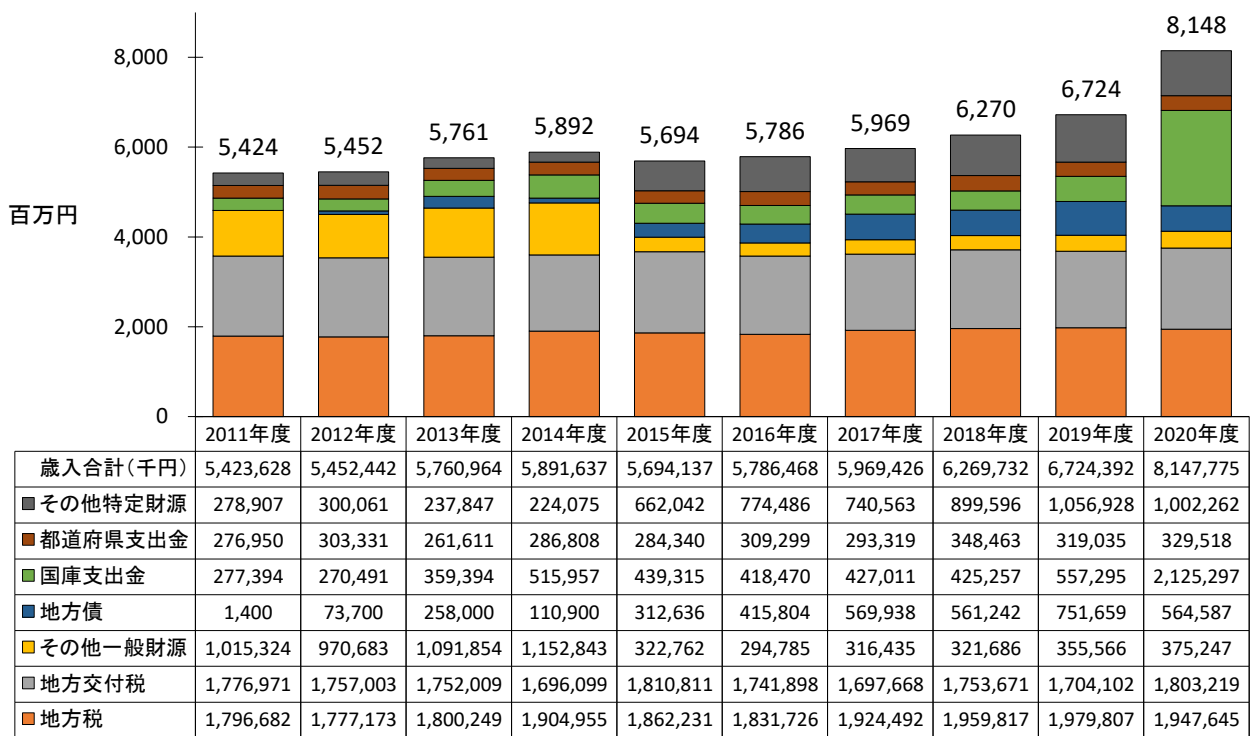
本町の財政状況は、人口減少や人口構成の変化の影響により、地方税の減収と扶助費の高止まりが予想されます。本計画の計画期間中には、今後、多くの公共施設等が改修時期または更新時期を迎えることとなります。このため、維持更新コストの増加に対して必要な財源が不足することが予想されます。

歳入をみると、2020年度（令和2年度）の普通会計の歳入は約81億円で、このうち自主財源である地方税は約19億円で、その占める割合は約24%となっています。

地方税は、2011年度（平成23年度）以降、過去9年間は約18億円から20億円の範囲で推移しており、目立った変化は見られません（図表2.11参照）。

なお、2020年度（令和2年度）においては、歳入総額が前年度と比較すると約14億円増加しており、例年と比較しても突出しています。これは、新型コロナウイルス対策に係る経費の財源として、国庫支出金が一時的に増大しているためです。

図表 2.11 歳入決算額の推移（普通会計決算）：2020年度（令和2年度）末現在



※資料：勝央町

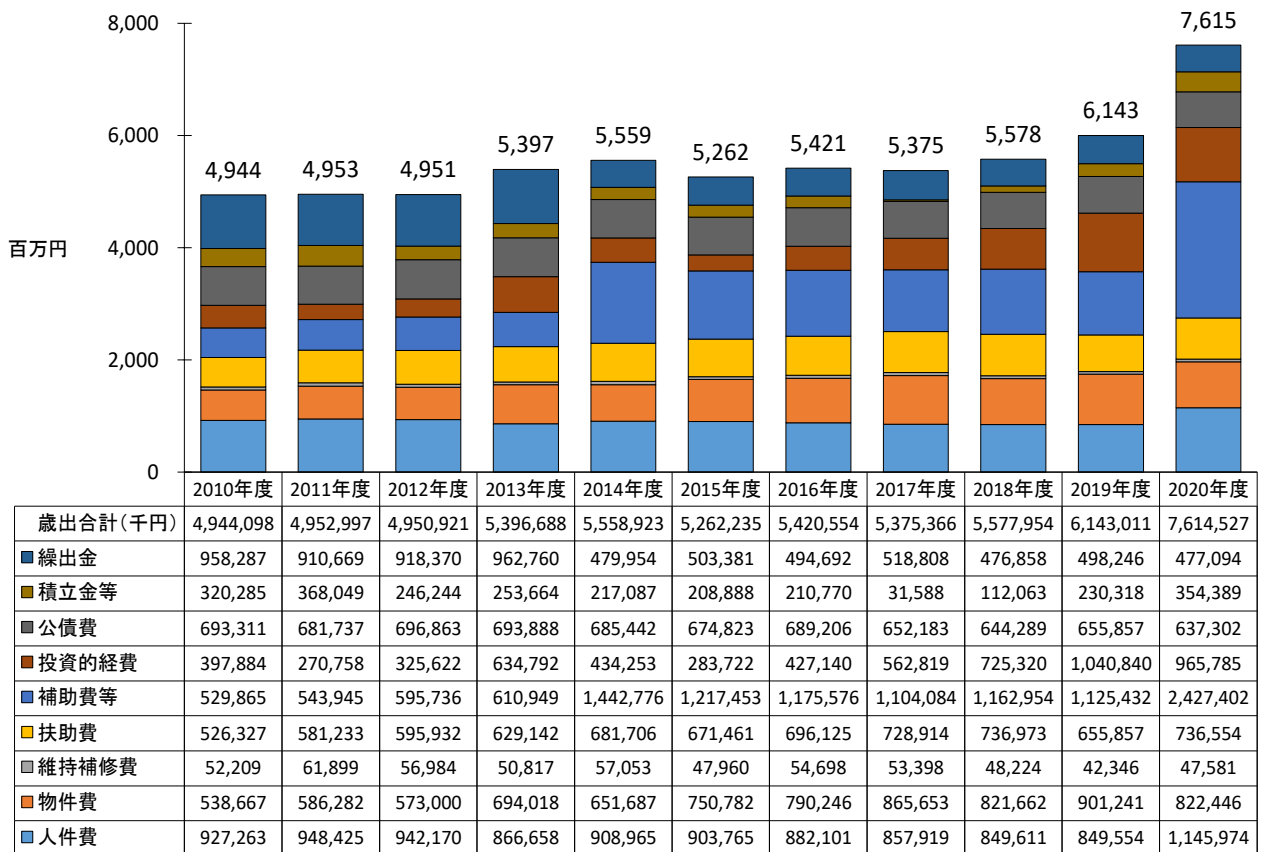
表の数値単位：千円

一方、歳出を見ると、2020年度（令和2年度）の普通会計の歳出は約76億円で、このうち義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の合計は約25.2億円であり、歳出に占める割合は約33.1%となっています（図表2.12、2.13参照）。

歳出のうち、人件費については2020年度（令和2年度）を除き、行財政改革等の効果で減少傾向が続いていますが、社会保障関係経費である扶助費については、今後の高齢化の状況を勘案すると高止まりとなることが推察されます。（図表2.12参照）。

なお、2020年度（令和2年度）の歳出総額は、前年度と比較すると約15億円増加しています。これは、歳入と同様に新型コロナウイルス対策に係る経費（補助費等・人件費）により、歳出が一時的に増大しているためです。

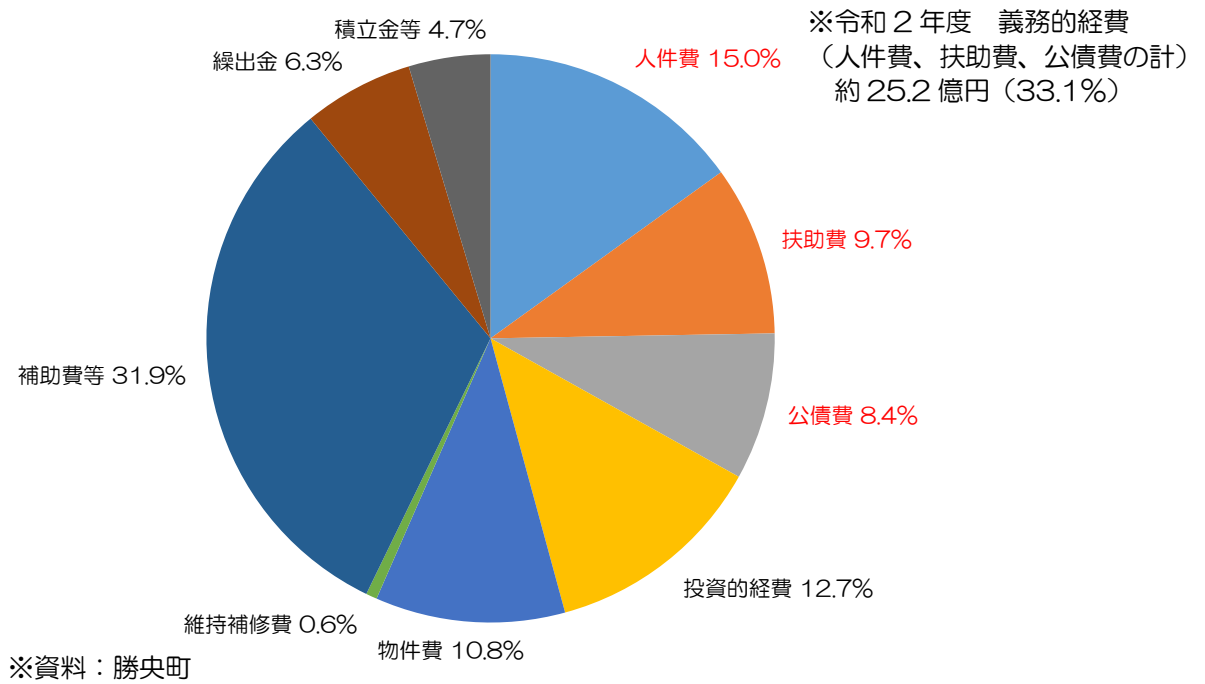
図表2.12 歳出決算額の推移（普通会計決算）：2020年度（令和2年度）末現在



※資料：勝央町

表の数値単位：千円

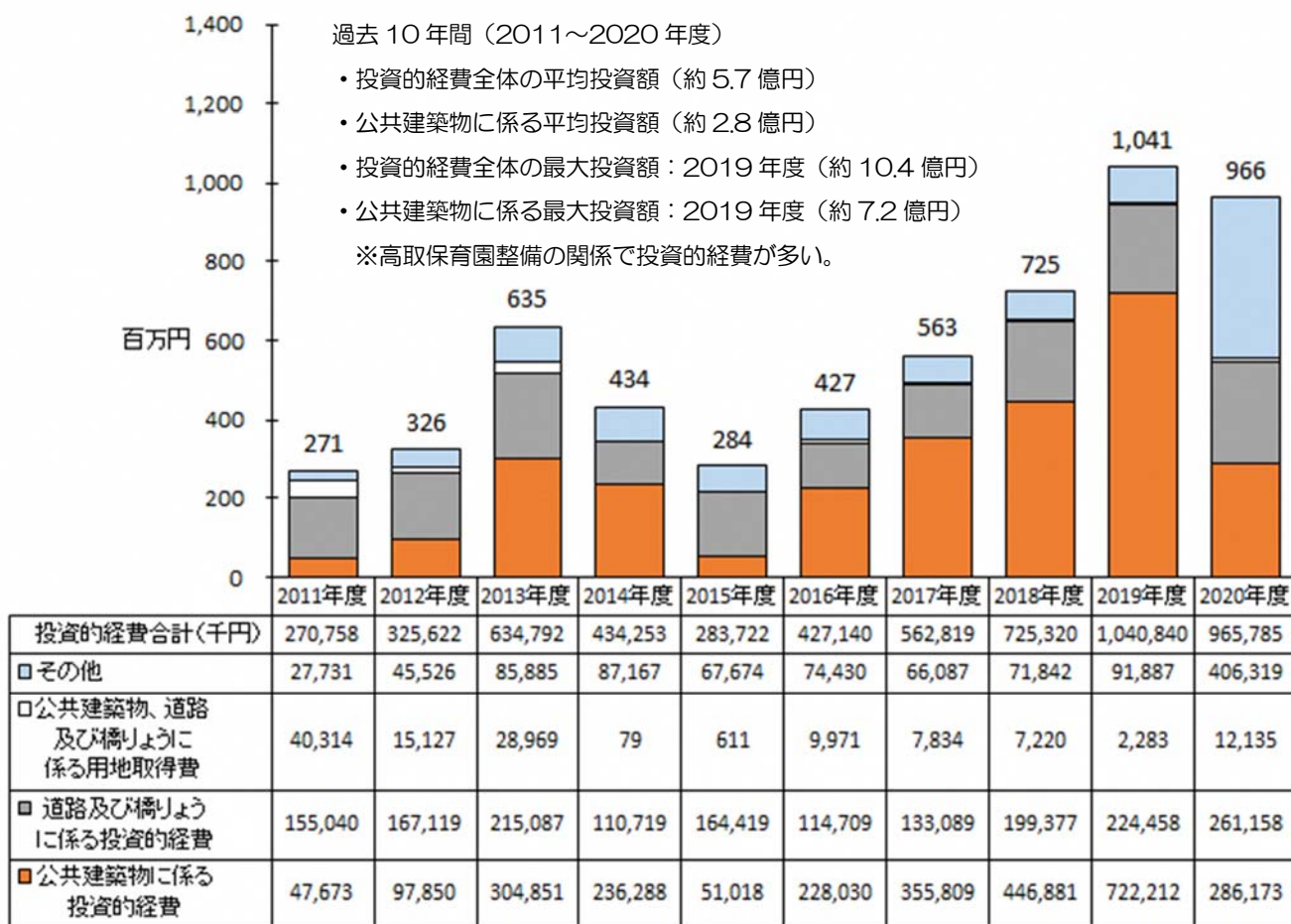
図表 2.13 歳出決算額の性質別内訳（普通会計決算）：2020年度（令和2年度）末現在



投資的経費については、2020年度（令和2年度）で約9.7億円、このうち公共建築物に係るものは約2.9億円となっています（図2.13参照）。

また、過去10年間の平均では、投資的経費全体と公共建築物に係るもので、それぞれ約5.7億円と約2.7億円になっています。最大は、2019年度（令和元年度）の約10.4億円と7.2億円で、整備要件に応じたばらつきが見られます。

図表 2.14 投資的経費の推移及び内訳（普通会計決算）：2020年度（令和2年度）末現在



※資料：勝央町

表の数値単位：千円

(2) 公共建築物の更新費用の推計

※平成 28 年度推計

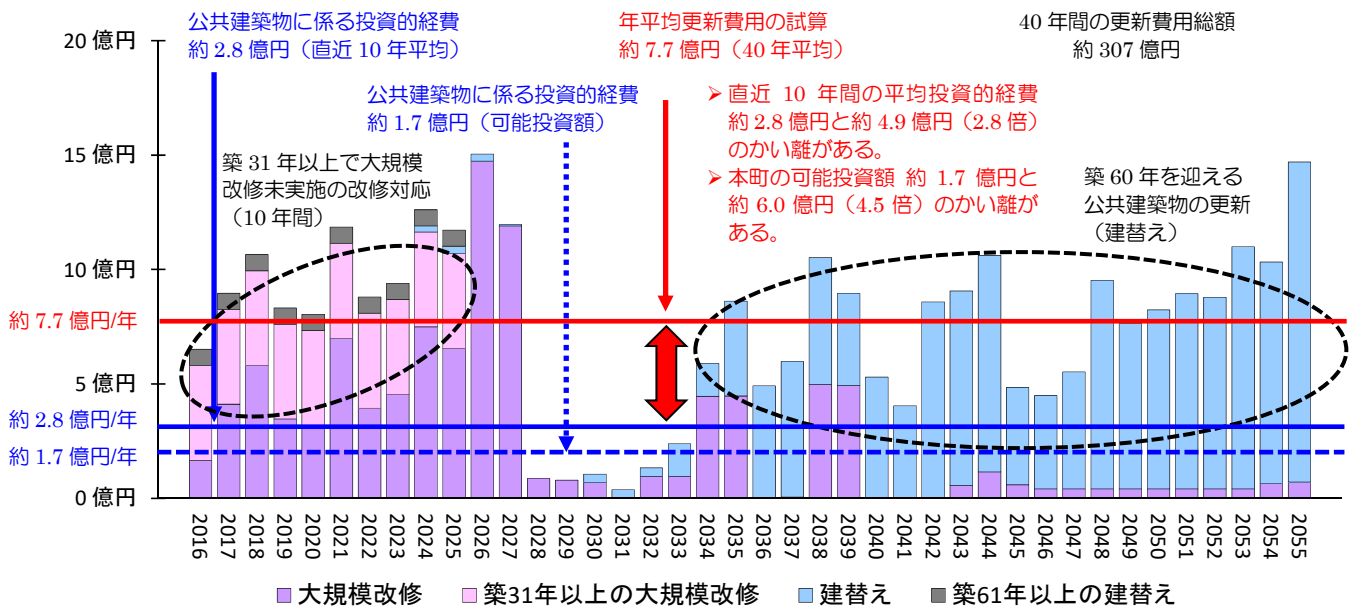
建築年別整備状況で示したとおり、本町の公共建築物は、1973 年（昭和 48 年）前後から建築量の増加が始まり、1987 年（昭和 62 年）～1996 年（平成 8 年）にかけて整備のピークが見られます。これらは現在、概ね築 43 年から 20 年を向かえようとしており、本計画の計画期間内（40 年間）には確実に更新（建替え）時期を迎えることとなります（図表 2.3 参照）。

このことを投資額で確認してみると、今後 40 年間（公共施設更新費用試算ソフトのシミュレーション期間）更新費用の総額は約 307 億円で、年平均約 7.7 億円となります。

一方、直近 10 年間 2011 年度（平成 23 年度）～2020 年度（令和 2 年度）の公共建築物に関わる投資的経費（既存更新分及び新規整備分）は、平均で約 2.8 億円です。

したがって、公共建築物に関わる更新費用は、過去 10 年間の平均投資的経費と年間約 4.9 億円（約 2.8 倍）のかい離があります（図表 2.15 参照）。

図表 2.15 将来更新費用の推計（公共建築物）



※公共施設等更新費用試算ソフト（一般財団法人 地域総合整備財団）を用いて算定

- 現有する公共建築物は廃止せず全て維持する。
- 大規模改修（30 年経過で改修）・・・改修期間（2 年間）に費用を均等配分
- 築 31 年以上で大規模改修未実施のもの・・・改修期間（2016～2025 年度の 10 年間）に費用を均等配分
- 建替え（60 年経過で実施）・・・建替え期間（3 年間）に費用を均等配分
- 築 61 年以上で建替え未実施のもの・・・建替え期間（2016～2025 年度の 10 年間）に費用を均等配分

また、本町の財政計画に示された「財政運営適正化計画内投資的事業、投資的経費充当可能一般財源」によると、令和3年度～令和7年度における年平均額は約3.8億円としています。これには、道路等のインフラ整備費用も含まれているので、公共建築物に対する投資可能額は、直近10年間の投資的経費の実績を勘案して投資的経費充当可能一般財源の約45%程度(約1.7億円)と想定します。これを、更新費用とのかい離でみると約6.0億円(約4.5倍)とさらに大きくなります。

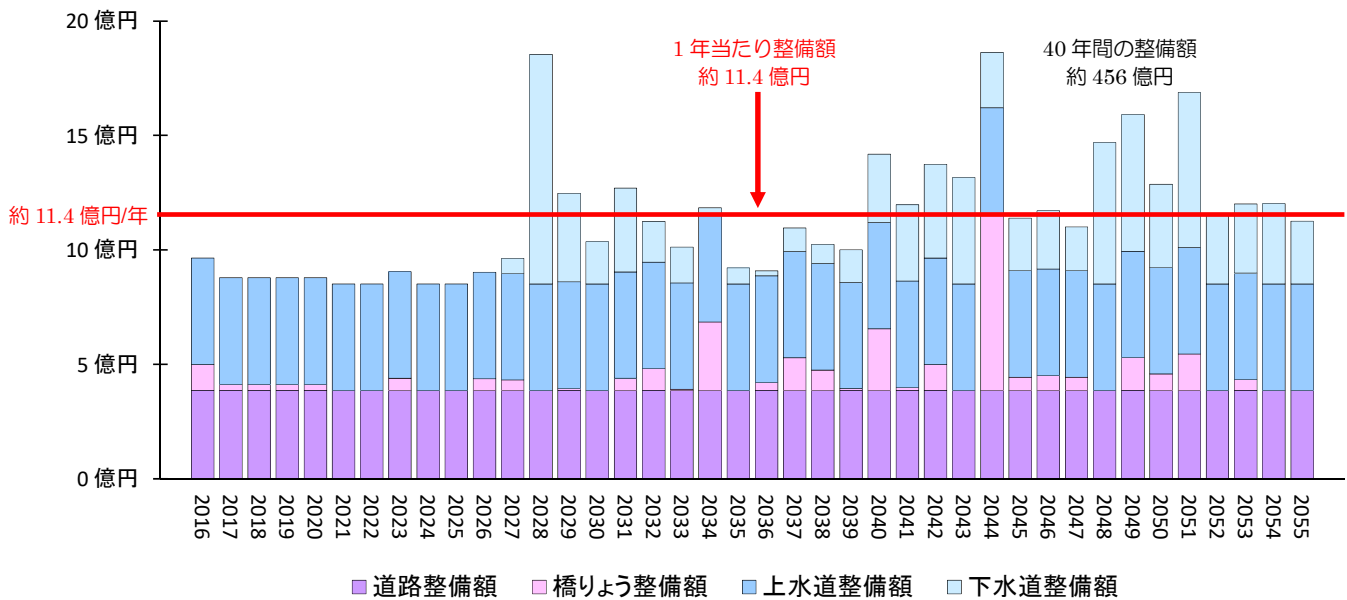
(3) インフラ資産の更新費用の推計

※平成28年度推計

インフラ資産(道路、橋りょう、上水道及び下水道)の今後40年間の整備費の総額は約456億円で、年平均約11.4億円となります。

インフラ資産についても公共建築物と同様に、将来必要となる改修費、更新等を賄うためには、長寿命化対策や維持管理費の効率化によるコスト削減等の施策を実施していくことが必要です(図表2.15参照)。

図表 2.16 将来更新費用の推計(インフラ資産)



※公共施設等更新費用試算ソフト(一般財団法人 地域総合整備財団)を用いて算定

- 現有するインフラ資産は廃止せず全て維持する。
- 道路(15年経過で更新).....更新期間(1年間)
- 橋りょう(60年経過で更新).....更新期間(1年間)
- 上水道管(40年経過で更新).....更新期間(1年間)
- 下水道管(50年経過で更新).....更新期間(1年間)

第3章 総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1 現況の問題点や課題に関する基本認識

これまでの検討を通じて、本町の現況や課題に関する基本認識は、次のとおりとなります（図表 3.1 参照）。すなわち、少子高齢化の進展による人口減少問題をはじめ、それに伴う生産人口の減少や地方交付税の削減等により本町の財政が逼迫する中で、長期的な視点を持って、財政面と公共施設等を通じた安心・安全で利便性の高いサービスを両立させ、持続可能な地域を町民とともに創っていくことが重要課題といえます。

図表 3.1 現況の問題点や課題に関する基本認識

問題（１）：公共施設等の更新費用より

- 過去に建設された本町の公共建築物の多くが、本計画の計画期間内（40年間）には確実に更新（建替え）時期を迎えることとなり、今後40年間で更新費用の総額は約307億円で、年平均約7.7億円となります。
- インフラ資産についても、今後40年間で更新費用の総額は約456億円で、年平均11.4億円となります。
- このように公共建築物とインフラ資産を合わせて年平均更新費用は約19.1億円となるなど多額の費用が必要です。
- これらはいくまで更新費用であり、日常の維持管理費、運営費は含まれません。
- 一方で、本町の所有する公共建築物の町民一人当たりの延床面積は、同規模自治体（人口1万人以上3万人未満）とほぼ同水準となっています。

問題（２）：人口推計及び財政見通しより

- 本町の人口ビジョンの推計年次の2040年（令和22年）における将来人口は10,520人で2015年（平成27年）の人口11,125人の約95%と見込んでいます。
- ただし、本町の人口ビジョンで示された人口に関して目指すべき将来の方向が実現できなければ、さらに大幅な人口減少を余儀なくされます。
- 生産年齢人口の減少に伴う税収減、少子高齢化に対する扶助費の高止まりなど、公共施設等の維持・管理費用及び更新費用を賄うことが困難な状況となっています。とりわけ将来世代に負担を押し付けることはできません。
- 人口減少及び人口構造の変化により利用需要や利用者のニーズの変化も想定されます。

課題：以上を踏まえて

- 公共建築物の延床面積の縮減や長寿命化などあらゆる対策を講じ、財政面と公共施設等を通じた安心・安全で利便性の高いサービスを両立させ、持続可能な地域を町民と共に創っていくことが必要です。

2 公共施設等マネジメントの基本方針

本町の公共施設等を取り巻く現況や課題に関する認識を踏まえ、持続可能な地域を町民とともに創っていくためのマネジメントの基本方針を次のとおり定めます。

■ 新たな公共建築物整備の抑制

原則として新たな公共建築物の整備は抑制し、公共施設サービスの新たな需要がある場合には、既存施設の有効活用や代替サービス機能の提供を優先することとします。

■ 公共建築物保有量の段階的縮減

公共建築物の保有量について財政規模や人口減少に見合う明確な目標を定め、段階的縮減を実施します。

■ 公共建築物のサービス機能に着目した統廃合や再配置の実施

公共建築物が持つ機能に着目し、ひとつの施設に異なる複数の機能を持たせる統廃合・複合化、類似した機能をひとつの施設に集める集約化、必ずしも公共が有する必要のない機能の民間への移転、複数の自治体で相互活用する広域化、などあらゆる可能性を検討するとともに、民間の保有する技術や資金、ノウハウを活用する官民連携についても積極的な活用を進めます。

■ 公共建築物等の有効活用

既に利用されなくなった遊休資産や統廃合等によって機能を失った施設や跡地についても、民間側では利用価値がある場合も少なくありません。積極的な売却や貸付を行いその有効活用を図ります。また、近隣自治体との公共施設の相互利用なども検討します。

■ 維持する公共施設のライフサイクルコストの最適化

維持していく公共施設等については、コストの面からも創意工夫を重ね、維持管理費・運営費の縮減及び適切な受益者の負担の見直しを進めます。また、安全性の確保を大原則としながらも事後保全と予防保全を適正にバランスさせて修繕費の平準化を進めるとともに、有効なものについては長寿命化を図るなどライフサイクルコストの最適化を進めます。

■ 住民とともに実施する持続可能な公共施設等のマネジメント

更新費用のみならず維持・修繕費用も含めた費用対効果の面から本当に必要な施設かどうかを総合的に判断し、町民とともに全町的に最適な状況で次世代に継承できる持続可能な公共施設等のマネジメントを実施します。なお、行政機能、町民の安心・安全に関わる施設は優先して維持するものとします。

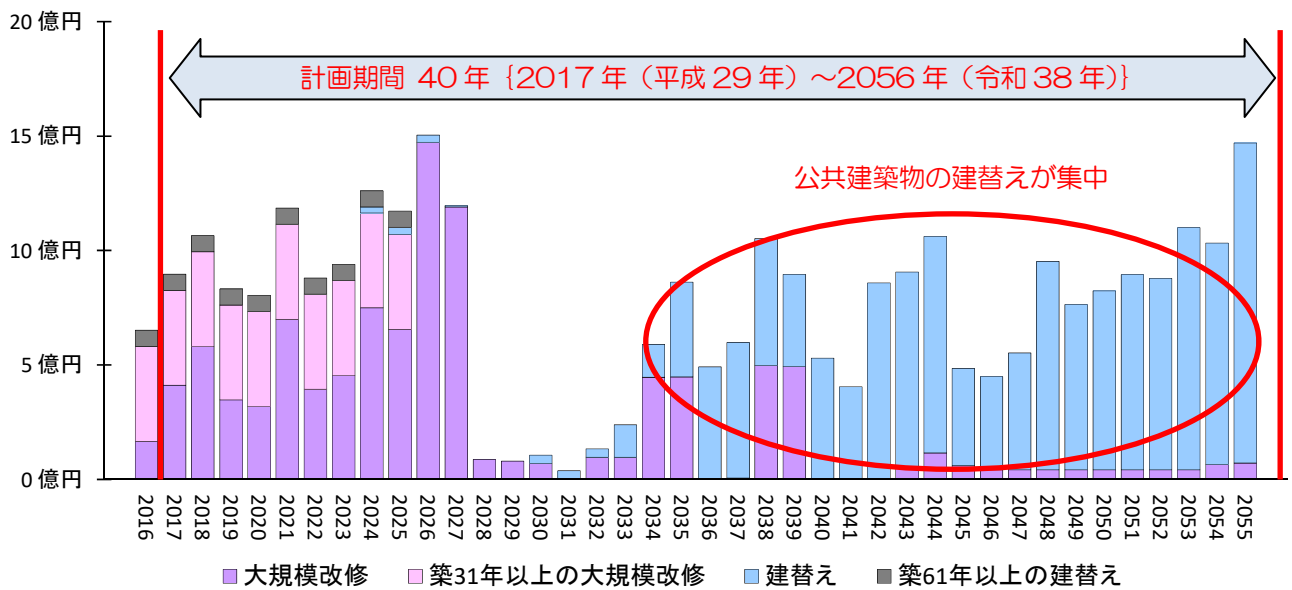
図表 3.2 公共施設等マネジメントの基本方針



3 計画期間

本計画の計画期間は、本町における公共建築物の更新（築後 60 年を想定）が集中する時期である 2040 年（令和 22 年）～2055 年（令和 37 年）頃までを視野に入れマネジメントすることとして、40 年間と定めます（図表 3.3 参照）。

図表 3.3 計画期間の検討



また、本計画の計画期間に対して 10 年ごとに 1 期から 4 期までそれぞれ実施期間を定め、それぞれの実施期間は、前期と後期に分けてきめ細やかなマネジメントを実施することとします（図表 3.4 参照）。

図表 3.4 本計画の計画期間と実施期間

2016年度（平成28年度）

本 計 画 策 定	公共施設等総合管理計画【2017年度（平成29年度）～2056年度（令和38年度）】			
	第1期計画：10年間 （前期5年／後期5年）	第2期計画：10年間 （前期5年／後期5年）	第3期計画：10年間 （前期5年／後期5年）	第4期計画：10年間 （前期5年／後期5年）

4 目標の設定

（1）公共建築物の目標設定

「第2章 3（2）公共建築物の更新費用の推計」で示したとおり、現時点における公共建築物の更新費用（大規模改修及び建替え）の見通しは、年間約7.7億円で、本町の財政計画「財政運営適正化計画内投資的事業に掲載された投資的経費充当可能一般財源の5年平均額（令和3年度～令和7年度）約3.8億円」から想定した公共建築物の更新に充当できる予算約1.7億円の約4.5倍に達します（図表2.15参照）。

このことを踏まえ公共建築物の目標は、「財政的なかい離の解消とサービス水準の維持」におき、次のような施策を展開して目標の達成状況を段階的にマネジメントします。

ア 維持管理費及び更新費用の精度向上

維持管理費及び更新費用等の精度向上を図り、財政面でのかい離とその解消状況をより明確なものとしていきます。

イ 公共施設等マネジメントの基本方針への取り組み

公共施設等マネジメントの基本方針について、それぞれKPIを定めて取り組み、その結果をフィードバックします。

- ① 施設の再編による施設保有量の縮減
- ② 計画保全による施設の長寿命化（施設の目標使用年数）
- ③ 保有形態の見直しによる効率的な管理運営

ウ 展開結果の財政面からの検証

これらの取り組みを財政面からも確実に検証し、フィードバックするために統一的基準に基づく公会計導入で整備した固定資産台帳の有効活用を図ります。

(2) インフラ資産の目標について

インフラ資産については、施設の複合化や集約化による統廃合は想定せず、できるだけ長く有効に活用することを主眼に、国の定めた「インフラ長寿命化基本計画：2013年（平成25年）12月29日策定」の行動計画として、個別施設の長寿命化計画を定め、安心・安全の確保と経費の縮減を進めていきます（図表3.5参照）。

本計画の計画期間である40年の間には、インフラに関する技術の革新や新たな政策等によって、効果的・効率的な維持管理手法や広域化等の新たな制度が創出されてくることが考えられます。本町においても、それらを積極的に導入し、国、県及び近隣自治体と連携しながら、インフラ資産の長寿命化に積極的に取り組んでいきます。

図表 3.5 インフラ長寿命化基本計画概要

- 個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築
- メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化
- 産学官の連携により、新技術を開発・メンテナンス産業を育成

1. 目指すべき姿

- 安全で強靱なインフラシステムの構築
- 総合的・一体的なインフラマネジメントの実現
- メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化

2. 基本的な考え方

- インフラ機能の確実かつ効率的な確保
- メンテナンス産業の育成
- 多様な施策・主体との連携
 - 防災・減災対策等との連携により、維持管理・更新を効率化
 - 政府・産学界・地域社会の相互連携を強化し、限られた予算や人材で安全性や利便性を維持・向上

3. 計画の策定内容

- インフラ長寿命化計画（行動計画）
- 個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）

4. 必要政策の方向性

- 点検・診断：定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握等
- 修繕・更新：優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施等
- 基準類の整備：施設の特性を踏まえたマニュアル等の整備 新たな知見の反映等
- 情報基盤の整備と活用：電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用等
- 新技術の開発・導入：ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用等
- 予算管理：新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減 平準化等
- 体制の構築：〔国〕技術等の支援体制の構築、資格・研修制度の充実／〔地方公共団体等〕維持管理・更新部門への人員の適正配置、国の支援制度等の積極的な活用／〔民間企業〕入札契約制度の改善等
- 法令等の整備：基準類の体系的な整備等

5. その他

- 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示
- 計画のフォローアップの実施

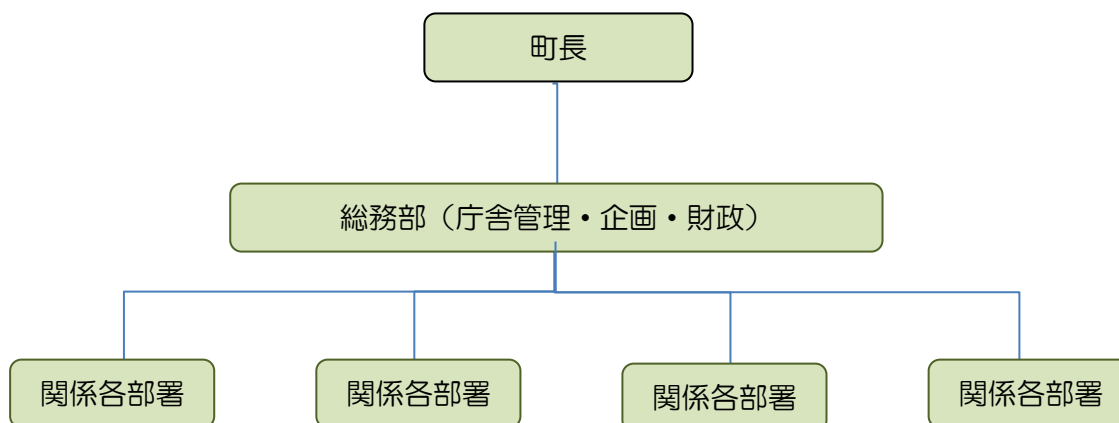
「インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月29日）の概要」を編集

5 総合管理計画の推進

(1) 全庁的な取り組み体制

今後、本計画を個別計画へと展開していくにあたっては、庁内の連携・協力を緊密に図っていく必要があります。このような観点から、関係各部署で管理する公共施設等の維持管理方針、修繕・更新計画等の情報を総務部が集約し、庁内で共有する体制をとっています（図表 3.6 参照）。

図表 3.6 庁内体制の位置づけ



① 基本的な役割

- ・ 関連諸計画を踏まえた取り組みを図る。
- ・ 町長直轄として取り組み意図を全庁で徹底する。
- ・ 住民とのコミュニケーションを効果的に行う。
- ・ 国・県・近隣自治体などとも連携した取り組みを進める。

② 庁内での取り組み

- ・ 公共施設等の情報を集約し、施設単位で全庁的に共有する。
- ・ 個別計画を全体最適に誘導するとともに全庁的な意識改革を主導する。
- ・ 会議による情報共有を図り、関連部署間での活発なコミュニケーションを促す。
- ・ 施策別予算配分の仕組みの構築を検討するとともに、試行中の事務事業評価の結果を予算に反映させることを検討する。
- ・ PPP/PFI など官民連携事業の全庁的な調整を行う。

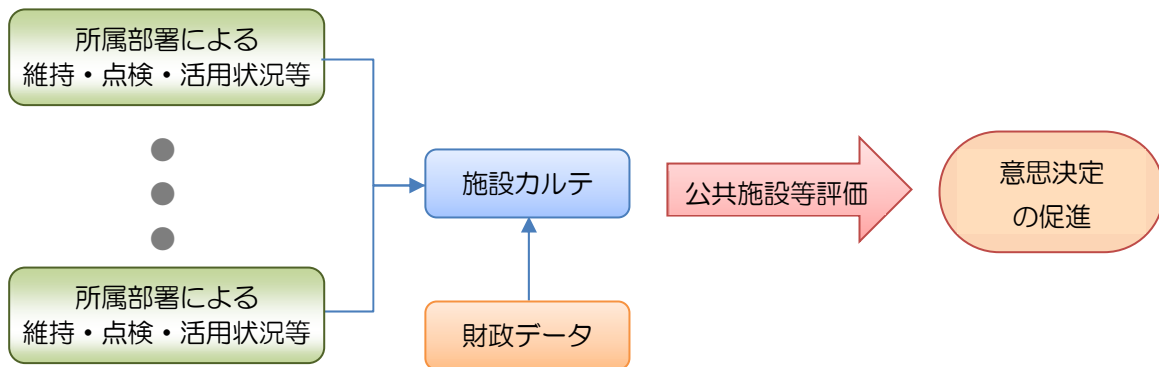
③ 住民向けの取り組み

- ・ 施設カルテ等の公表など情報公開を進める。
- ・ ヒアリング、アンケート、広報誌、ホームページ等を通じた意見募集などを促す。

(2) 情報管理・共有方策

公共施設等のマネジメントを効果的に実施していくために、総務部を中心に、関係各部署が所有するデータをそれぞれの部門から収集するとともに、施設カルテとして一元管理し、財政データとも連携して全庁的な意思決定を促す仕組みを創出します(図表 3.7 参照)。

図表 3.7 情報管理・共有方策



(3) 職員研修の実施

職員一人ひとりが公共施設等マネジメントに意識を持って取り組み、住民サービスの向上に向けた創意工夫を実践していくため、外部講師を招へいするなど、職員研修を計画的に検討・実施します。

(4) アウトソーシングの推進体制

多くの施設の健全性を正しく評価し、迅速かつ的確に必要な措置を講ずるためには、適切な技術力を持つ者に委託することも効率的な方策です。本町においても、専門的な技術力やマンパワーを補うために、管理・委託について一定の能力を有する民間企業にアウトソーシングすることを検討します。

6 維持・運営の実施方針

(1) 点検・診断等の実施方針

建物について、定期的に点検・診断し、経年による劣化状況や外的負荷による性能低下状況及び管理状況を把握するとともに、劣化・損傷が進行する可能性や施設に与える影響等について評価を行い、施設間における保全の優先度についての判断等を行います。

点検・診断等を通じて得られた施設の状態や補修の履歴、利用状況、コスト情報等については施設カルテ等に登録するとともに、次の点検・診断やマネジメントに活用します。

(2) 維持管理・修繕の実施方針

施設の重要度や劣化状況に応じて優先度をつけ、計画的な維持管理・修繕・更新等を行う予防保全を導入することにより、施設の性能維持、安全性を確保するとともに、維持管

理コストの縮減や平準化を図ります。

施設の劣化が進む前に対策を施すことで健全な状態を維持する予防保全は、定期的な対策により大掛かりな補修を抑えるコスト縮減を目的としています。とりわけ、建物外壁の劣化（割れ・塗装の剥がれ・膨れ・磨耗など）は、雨水の侵入など建物に大きなダメージを及ぼすことも多いため、施設管理者による日常的な点検等を行い、早期に対策を講じることが大切です。また、機械・電気設備やエレベーター、火災報知器などの防災設備は、対症的に劣化箇所を補修する「事後保全」ではなく「予防保全」が必要となり、放置していても支障のないものについては、「事後保全」として施設への投資費用を抑制することも必要です。

以上を踏まえ、予防保全を基本としながら各施設の状況と専門家の意見等も反映して費用対効果の高い維持管理・修繕を行います。

（3）安全確保の実施方針

施設の安全確保に関わる評価を実施し、危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。

既に役割を終え、今後、利活用することのない公共施設等については、周辺施設や住環境に及ぼす影響や町民の安全・安心を考慮し、早期に解体、除却します。

（4）耐震化の実施方針

1981年（昭和56年）以前に建築された建物（旧耐震基準）については、計画的に耐震診断を実施し、災害時に町民が利用する施設や災害対策活動の拠点・避難所となる施設、ライフライン関連施設など、地震発生による人命への重大な被害や町民生活への深刻な影響を及ぼす恐れのある施設については、優先的に耐震対策を行います。

（5）長寿命化の実施方針

長寿命化とは、老朽化した建物の構造・設備・機能等の耐久性を高め、建物自体をできるだけ長く利用する手法です。このことによって建物のライフサイクルコストから求めた年当たり費用の縮減と平準化を実現します。

（6）統合や廃止の推進方針

公共建築物について、施設種類ごとに統合や廃止の取り組みの方向性を示し、検討を行った上で、具体的な再編方法及び再編期間を決定していきます。

再編期間については、5年以内、10年以内、15年以内のいずれかを設定し、取り組み内容の実行を終えた時点で完了とします。

また、個別の進捗状況については、随時報告していくとともに、5年ごとに計画全体の見直しを行っていきます。

(7) ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設の長寿命化や大規模改修または新增築などを行う際は、障がいのある人や高齢者など全ての町民や、本町を訪れる観光客などが安全かつ安心して利用できるよう、ユニバーサルデザイン化の取り組みを推進します。具体的には、各施設における段差の解消、トイレ環境の整備、案内表示の工夫など、利用者の視点に立った快適な利用に必要な措置を検討します。

(8) 脱炭素社会に向けた取組

2010年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。本町においても、「勝央町第4次地球温暖化対策実行計画」を策定し、公共施設の省エネルギー化や温室効果ガス排出削減に向けて取り組みを進めています。

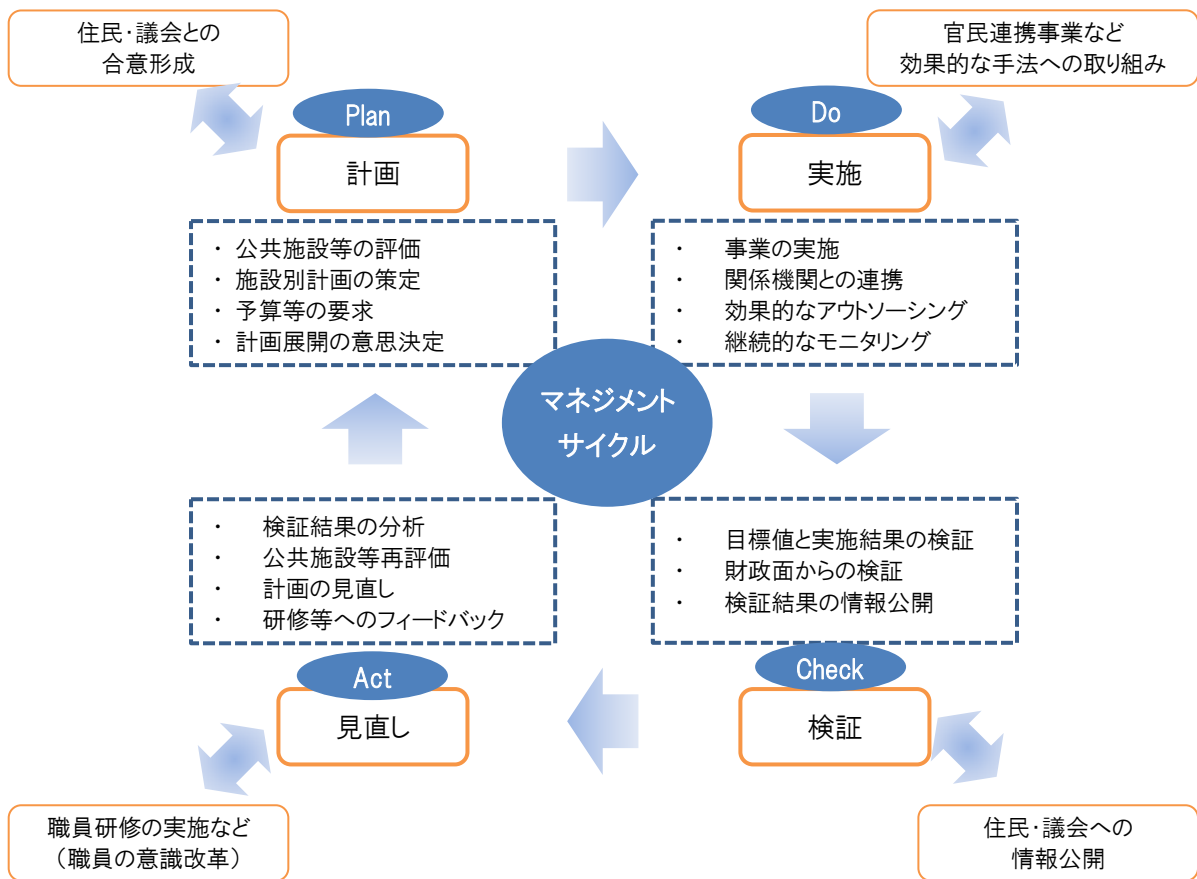
今後、公共施設の新設や大規模改修を行う場合には、太陽光発電等の再生エネルギー利用設備の設置や省エネルギー設備（躯体・照明・空調・動力設備等）の導入によるZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を検討し、脱炭素社会に向けた取組を推進します。

7 公共施設等のマネジメントサイクルの形成について

本計画においては、町が保有する資産規模、調達財源を示す負債規模といったマクロ的な現況を理解するとともに、公共施設等の評価を通じて個々の施設の性質・現状、必要性・有効性、維持管理コスト及び老朽化の状況等を把握し、将来世代における課題も勘案したうえで、町民とともに公共施設等のマネジメントを実践していく必要があります。

このような観点から、本計画の展開においては、次のようなマネジメントサイクルを形成して機能させます（図表 3.8 参照）。

図表 3.8 マネジメントサイクル



第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 公共建築物について

(1) 管理方針

全ての公共建築物について、維持する施設は、適切な点検・診断等及び耐震化を含む維持管理・修繕を実施し、大切に使用します。また、建替え時期が到来した段階では、その施設の評価（建物自体の状態、維持管理コスト、公共サービスの提供状況など）に基づき、機能・サービスの優先度や提供範囲を再確認し、施設の除却（廃止・解体等を含む）も含めた再編を実施します。

対策の計画的な実施にあたり、「勝央町 公共施設個別施設計画」において、施設類型別の施設ごとに取組方針等を示しています。方針は以下の通り、大きく三つに分類します。

- ①継続：このまま機能を維持する。
 - ②改善：サービスの充実、サービス内容の見直しを検討するとともに、他の建築物のサービス複合化、集約化を図る。
 - ③廃止：サービスを廃止する。
- ※原則として、施設単位で分類する。

(2) 配置方針

公共建築物の配置については、人口減少下においても公共サービスを効率的に提供するために、可能な限り施設の複合化や集約化による公共サービス機能の集積とネットワーク化を図ります。

また、災害のリスクを減らすインフラの強靱化等によるハード対策、それを補う被害防止や軽減活動などのソフト対策及び防災拠点、指定避難所などの見直しを行い、災害に備えた防災・減災まちづくりを進めます。

2 インフラ資産について

インフラ資産については、基本的には、国の定めた「インフラ長寿命化基本計画」平成25年12月29日）の行動計画として、個別施設の長寿命化計画を定め、安心・安全の確保と経費の縮減を進めていきます。

(1) 道路・橋りょう

(町道)

町道の舗装、道路構造物（のり面、擁壁等）、道路付属物（防護柵、標識、照明等）について、職員が行うパトロールによる日常点検、及び専門的技術者が行う定期点検により現状把握を行っています。

特に、舗装については「勝央町 舗装の個別施設計画」を策定し、点検・診断した結果を基に適切な措置を行い、道路舗装の長寿命化や維持補修費のライフサイクルコスト縮減を目指しています。

（橋りょう）

本町には 134 橋の橋りょうがあります。そのうちの 15m 以上の 33 橋については、平成 20 年度から橋りょう点検を実施し、平成 21 年度に長寿命化計画を策定しています。そして平成 26 年度からは全橋りょうを 5 年ごとに点検を実施しています。

また、橋長 15m 未満の 101 橋を含めた、合計 134 橋の長寿命化計画を令和 3 年度に策定し、各橋りょうの計画的な維持管理の実施と長寿命化を推進しています。

点検は近接目視を基本とし、橋りょうの損傷を早期に発見し、その結果を踏まえて長寿命化計画を策定していきます。適切な点検と評価に基づく補修補強を計画的に実施することにより橋りょうの長寿命化を図るとともに、道路交通の安全性の確保を図っています。

（農道・林道）

農道及び林道の舗装、道路構造物、道路附属物についても、町道に準じ日常的なパトロール、定期点検を行い、施設の長寿命化及び維持管理経費の平準化を図ります。

農道及び林道の橋りょうについても、生活道路としての機能を有している道路もあるため、優先順位の高い橋りょうから順次点検を行い、点検及び評価結果を基に適切な補修補強等を行うことにより、長寿命化を図ります。

（2）上水道

上水道の施設および管路については、将来にわたって水道水の効率的な安定供給を行い、健全な水道を次世代へ確実に引き継ぐことを目的とし、平成 29 年度に「水道事業 アセットマネジメント」を策定しています。①資産の現状②将来見通しを把握し、③財政収支の見通しを踏まえた上で、今後の対応策、改善点等を整理しています。

アセットマネジメントの検討結果に基づき、中長期的な視点を持って水道資産の管理運営を実践していきます。

（3）下水道

下水道の管路施設、処理場・ポンプ場施設、マンホールポンプ場については、長期的な視点で今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設管理を最適化することを目的として、令和元年度に「勝央町公共下水道 スtockマネジメント実施計画」を策定しています。

「勝央町公共下水道 スtockマネジメント実施計画」では、長期的な資産の更新需要を踏まえた上で、直近 5 年間の実施計画を策定しています。

第5章 資料編

1 更新費用の推計条件

※平成28年度推計

本町の公共施設等の更新費用の推計にあたっては、総務省提供の「公共施設等更新費用試算ソフト」（以下「試算ソフト」という。）を使用して行います。また、推計の条件は、試算ソフトの初期設定値を用いています。これらの初期設定値は、2011年（平成23年）3月に総務省監修の下、日本財団の助成を受けて財団法人自治総合センターが行った「公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究」に基づくものです（図表5.1、5.2参照）。

なお、試算期間は、40年度分としています。

図表 5.1 公共建築物の更新費用推計条件

基本的な考え方	✓ 公共建築物の大分類ごとに、建替え、大規模改修について、更新年数経過後に現在と同じ延べ床面積等で更新すると仮定し、延べ床面積等の数量に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算する。	
数量について	✓ 公共建築物の過去の年度ごとの延床面積を用いる。 ✓ 1950年（昭和25年）以前の施設については、合計した延床面積を用いる。	
更新（建替え）	✓ 更新年数：建設年から60年目に建替えることとしている。 ✓ 建替え期間：単年度に建替えの負担が集中しないように建替え期間を3年としている（59年目～61年目）。 ✓ 積み残し処理を割り当てる年数：試算時点で更新年数を既に経過し、建替えられなくてはならないはずの施設が、建替えられずに残されている場合に、積み残しを処理する年数を10年としている。	
大規模改修	✓ 実施年数：建設年から30年目に大規模改修を行うこととしている。 ✓ 改修期間：単年度に大規模改修の負担が集中しないように改修期間を2年としている（29年目～30年目）。 ✓ 積み残し処理を割り当てる年数：試算時点で改修実施年数を既に経過し、大規模改修されなくてはならないはずの施設が、大規模改修されずに残されている場合に、積み残しを処理する年数を10年としている。ただし、建設時より築51年以上の施設については建替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建替えると仮定している。	
対象施設類型	更新（建替え）単価	大規模改修単価
住民文化系、社会教育系、行政系等施設	40万円/㎡	25万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系等施設 保健福祉施設、供給処理施設、その他	36万円/㎡	20万円/㎡
学校教育系、子育て支援施設、公園等	33万円/㎡	17万円/㎡
公営住宅	28万円/㎡	17万円/㎡

※大規模改修の単価は、建替えの約6割で想定するのが一般的とされているため、この想定単価を設定している。

図表 5.2 インフラ資産の更新費用推計条件

インフラ資産名	分類	更新年数	更新単価
道 路	一般道路	15 年	4.7 千円/㎡
	自転車歩行者道		2.7 千円/㎡
橋りょう	PC 橋	60 年	425 千円/㎡
	RC 橋		425 千円/㎡
	鋼橋		500 千円/㎡
	石橋		425 千円/㎡
	木橋その他		425 千円/㎡
上水道	導水管 300mm 未満	40 年	100 千円/m
	// 300~500mm 未満		114 千円/m
	// 500~1000mm 未満		161 千円/m
	// 1000~1500mm 未満		345 千円/m
	// 1500~2000mm 未満		742 千円/m
	// 2000mm 以上		923 千円/m
	送水管 300mm 未満		100 千円/m
	// 300~500mm 未満		114 千円/m
	// 500~1000mm 未満		161 千円/m
	// 1000~1500mm 未満		345 千円/m
	// 1500~2000mm 未満		742 千円/m
	// 2000mm 以上		923 千円/m
	配水管 150mm 以下		97 千円/m
	// 200mm 以下		100 千円/m
	// 250mm 以下		103 千円/m
	// 300mm 以下		106 千円/m
	// 350mm 以下		111 千円/m
	// 400mm 以下		116 千円/m
	// 450mm 以下		121 千円/m
	// 500mm 以下		128 千円/m
	// 550mm 以下		128 千円/m
	// 600mm 以下		142 千円/m
	// 700mm 以下		158 千円/m
	// 800mm 以下		178 千円/m
	// 900mm 以下		199 千円/m
	// 1000mm 以下		224 千円/m
	// 1100mm 以下		250 千円/m
	// 1200mm 以下		279 千円/m
	// 1350mm 以下		628 千円/m
	// 1500mm 以下		678 千円/m
	// 1650mm 以下		738 千円/m
	// 1800mm 以下		810 千円/m
// 2000mm 以上	923 千円/m		
下水道	管径 250mm 以下	50 年	61 千円/m
	管径 251~500mm 以下		116 千円/m
	管径 501~1000mm 以下		295 千円/m
	管径 1001~2000mm 以下		749 千円/m
	管径 2001~3000mm 以下		1,680 千円/m
	管径 3001mm 以上		2,347 千円/m

2 延床面積縮減のシミュレーション

ここでは、現時点で長寿命化や除却が考えられる公共建築物について、更新年数、除却等の条件を仮定し、公共施設等更新費用試算ソフトを用いて更新費用を試算しました（図表 5.3 参照）。

■試算条件

<p>① <u>長寿命化対象建築物（築 40 年で大規模改修、築 80 年で同規模に建替え）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和 56 年（1981 年）の耐震基準改正後に建築された鉄筋コンクリート造や鉄骨鉄筋コンクリート造の堅牢な建築物で棟床面積 500 m²以上の建物を対象とする。 <p>② <u>除却対象建築物（更新費用算定から除外する）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 現時点で除却を考えている建物を試算対象から除外（削減）する。 <p>③ <u>維持対象建築物（築 30 年で大規模改修、築 60 年で同規模に建替え）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 既存建築物のうち上記①と②以外の建築物 なお、総床面積を同規模団体の一人当たり床面積程度まで削減する場合を考慮し、③（維持対象建築物）の床面積に縮減係数を乗じて、総床面積に対する削減率を 20%、30%、40%、50%にした場合について試算する。 <p>※ 将来人口（10,501 人）を勘案し、人口 1 万人以上 3 万人未満の住民一人当たりの延床面積とのかい離（約 1.3 倍）を考慮して総延床面積を約 20%縮減する場合、本町の財政計画に掲載された投資的経費充当可能一般財源の平均額（約 4 億円）とのかい離（約 2.0 倍）を考慮して延床面積を約 50%縮減する場合、その中間の約 30%、40%縮減する場合の 4 ケースについて検討する。</p> <p>④ <u>試算条件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設等更新費用試算ソフトを用いる。 試算時点で大規模改修（築後 30 年経過）及び建替え時期（築後 60 年）を過ぎているものについては積み残し処理を行わない。 <p>⑤ <u>試算ケース</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●ケース 1（総床面積に対する削減率：20%） <ul style="list-style-type: none"> ①長寿命化対象＋③維持対象×縮減係数（0.9255） ●ケース 2（総床面積に対する削減率：30%） <ul style="list-style-type: none"> ①長寿命化対象＋③維持対象×縮減係数（0.7191） ●ケース 3（総床面積に対する削減率：40%） <ul style="list-style-type: none"> ①長寿命化対象＋③維持対象×縮減係数（0.5127） ●ケース 4（総床面積に対する削減率：50%） <ul style="list-style-type: none"> ①長寿命化対象＋③維持対象×縮減係数（0.3062） <p>※縮減係数：①長寿命化対象建築物と③維持対象建築物の合計が総床面積に対して削減率（20%、30%、40%、50%）になるように③維持対象建築物に乗じる係数</p>
--

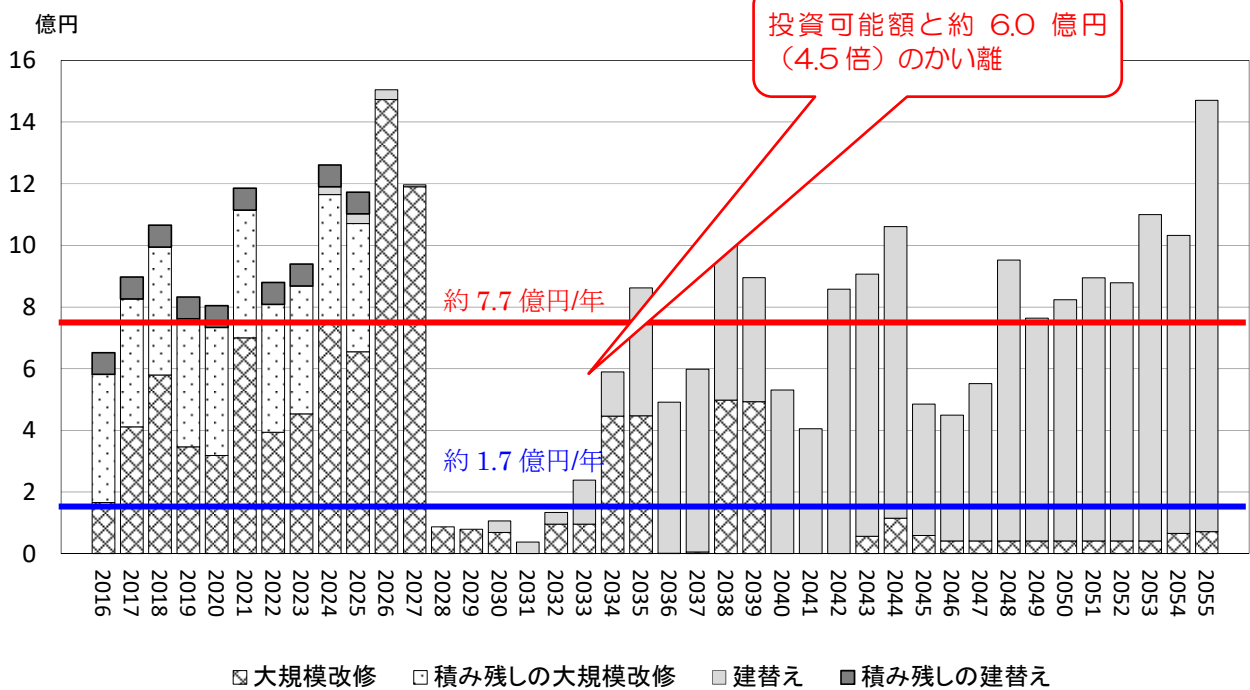
以上の条件で、試算した結果を図表 5.3 に示します。

図表 5.3 シミュレーションの結果

ケース	項目	年平均費用	備考
現状 全て 維持	①現有施設の更新費用	7.7 億円	面積約 7.4 万㎡、307.2 億円/40 年間
	②充当可能な予算	1.7 億円	財政見通し（公共建築物の投資可能額）
	かい離	6.0 億円	①－②
ケース 1	①長寿命化施設の更新費用	1.2 億円	面積約 2.6 万㎡、49.9 億円/40 年間
	②通常更新施設の更新費用	3.0 億円	面積約 3.3 万㎡、119.9 億円/40 年間
	③維持する施設の更新費用 計	4.2 億円	面積約 5.9 万㎡（約 20%削減） 費用縮減効果 7.7-4.2=3.5 億円
	④充当可能な予算	1.7 億円	財政見通し（公共建築物の投資可能額）
	かい離	2.5 億円	③－④
ケース 2	①長寿命化施設の更新費用	1.2 億円	面積約 2.6 万㎡、49.9 億円/40 年間
	②通常更新施設の更新費用	2.3 億円	面積約 2.6 万㎡、93.2 億円/40 年間
	③維持する施設の更新費用 計	3.5 億円	面積約 5.3 万㎡（約 30%削減） 費用縮減効果 7.7-3.5=4.2 億円
	④充当可能な予算	1.7 億円	財政見通し（公共建築物の投資可能額）
	かい離	1.8 億円	③－④
ケース 3	①長寿命化施設の更新費用	1.2 億円	面積約 2.6 万㎡、49.9 億円/40 年間
	②通常更新施設の更新費用	1.7 億円	面積約 1.8 万㎡、66.4 億円/40 年間
	③維持する施設の更新費用 計	2.9 億円	面積約 4.4 万㎡（約 40%削減） 費用縮減効果 7.7-2.9=4.8 億円
	④充当可能な予算	1.7 億円	財政見通し（公共建築物の投資可能額）
	かい離	1.2 億円	③－④
ケース 4	①長寿命化施設の更新費用	1.2 億円	面積約 2.6 万㎡、49.9 億円/40 年間
	②通常更新施設の更新費用	1.0 億円	面積約 1.1 万㎡、39.7 億円/40 年間
	③維持する施設の更新費用 計	2.2 億円	面積約 3.7 万㎡（約 50%削減） 費用縮減効果 7.7-2.2=5.5 億円
	④充当可能な予算	1.7 億円	財政見通し（公共建築物の投資可能額）
	かい離	0.5 億円	③－④

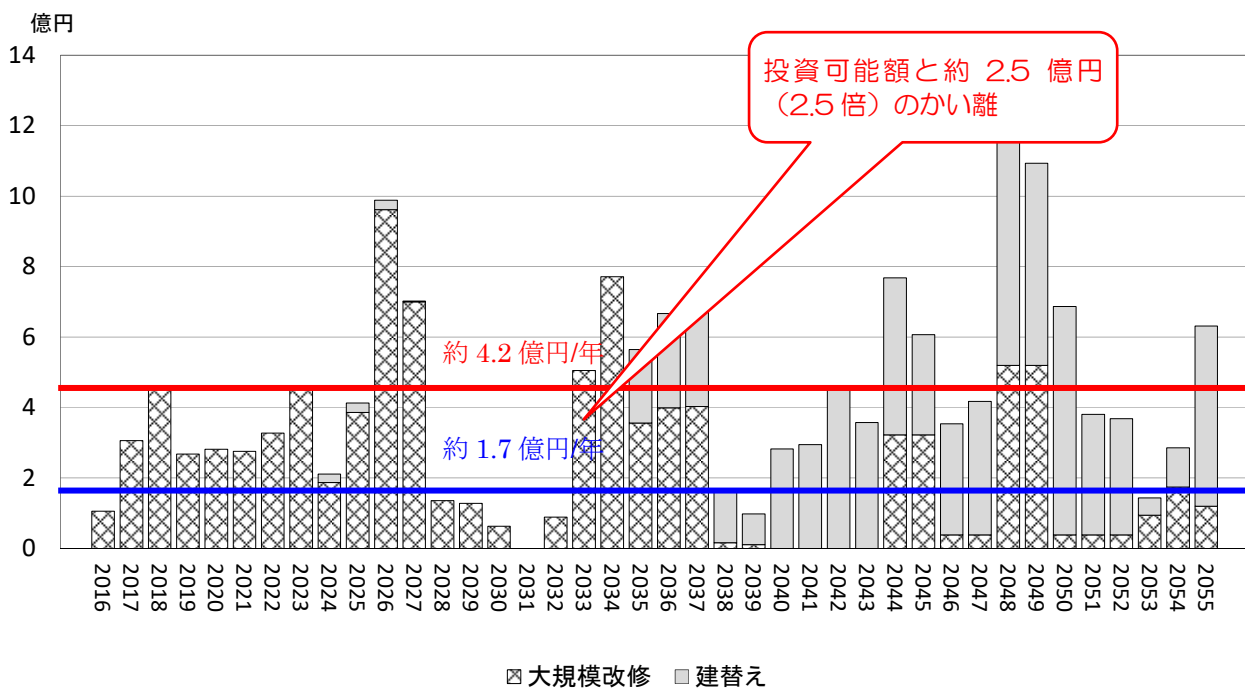
図表5.4 試算結果（現状）

●年間更新費用：7.7 億円



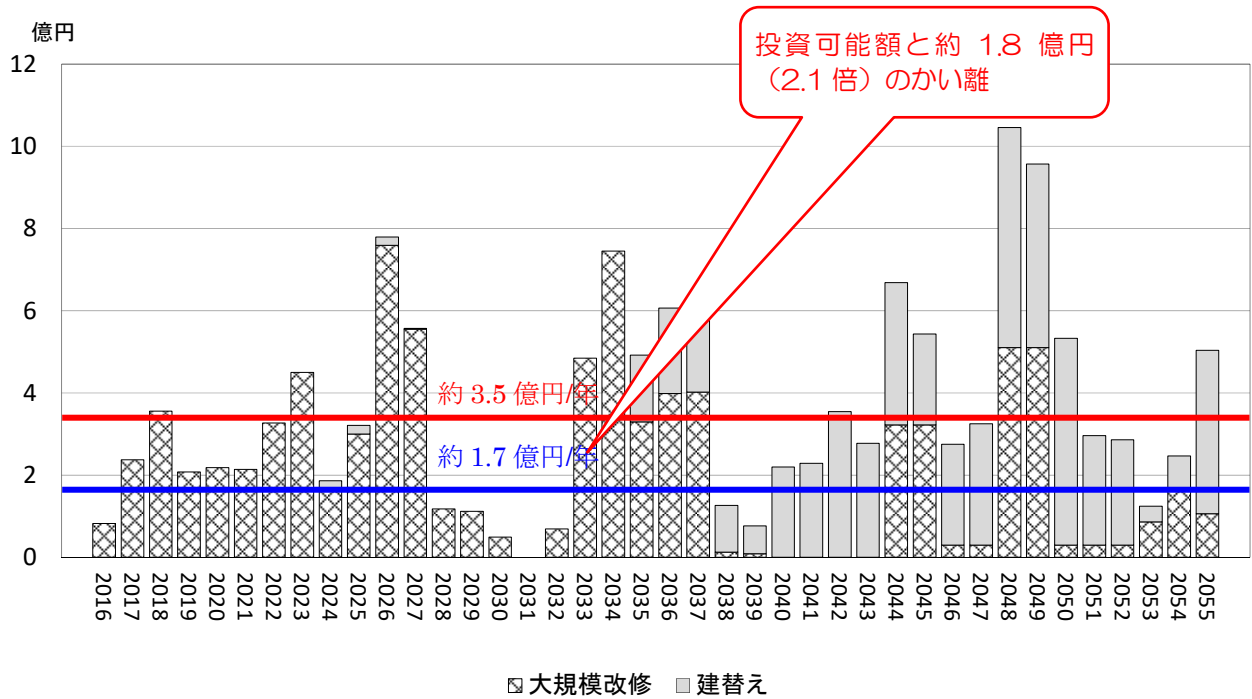
図表5.5 ケース1（総床面積に対する削減率：20%）

●年間更新費用：4.2 億円



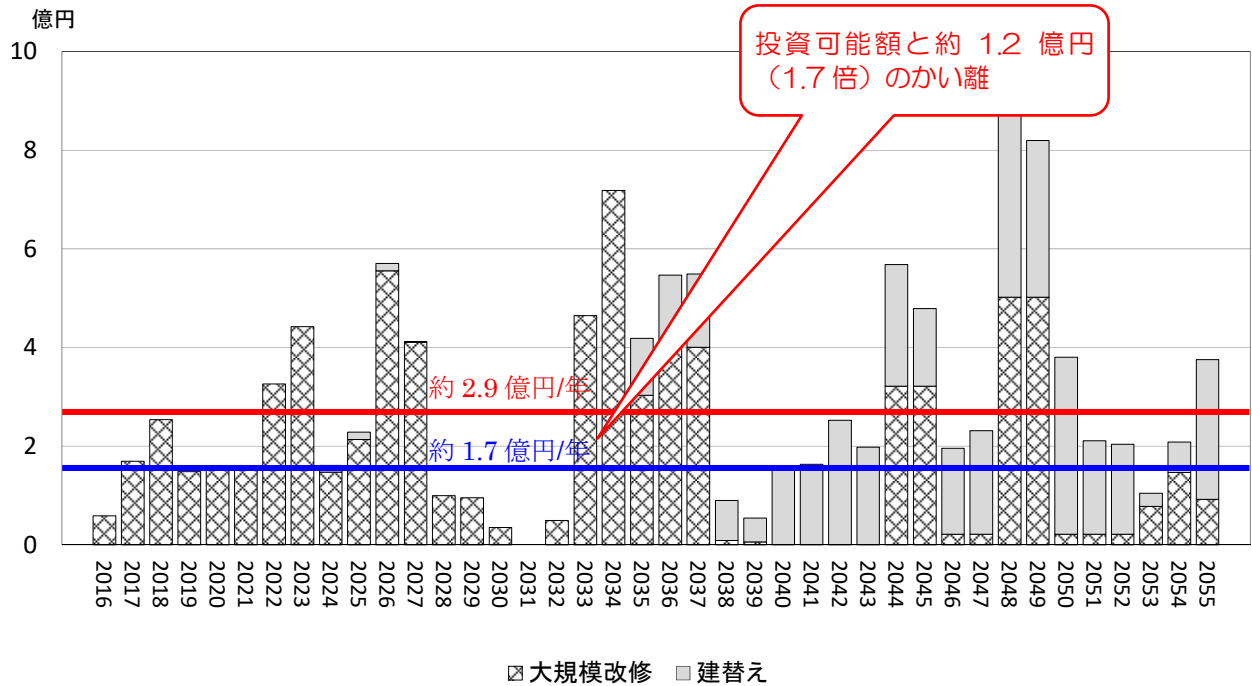
図表 5.6 ケース2（総床面積に対する削減率：30%）

●年間更新費用：3.5 億円

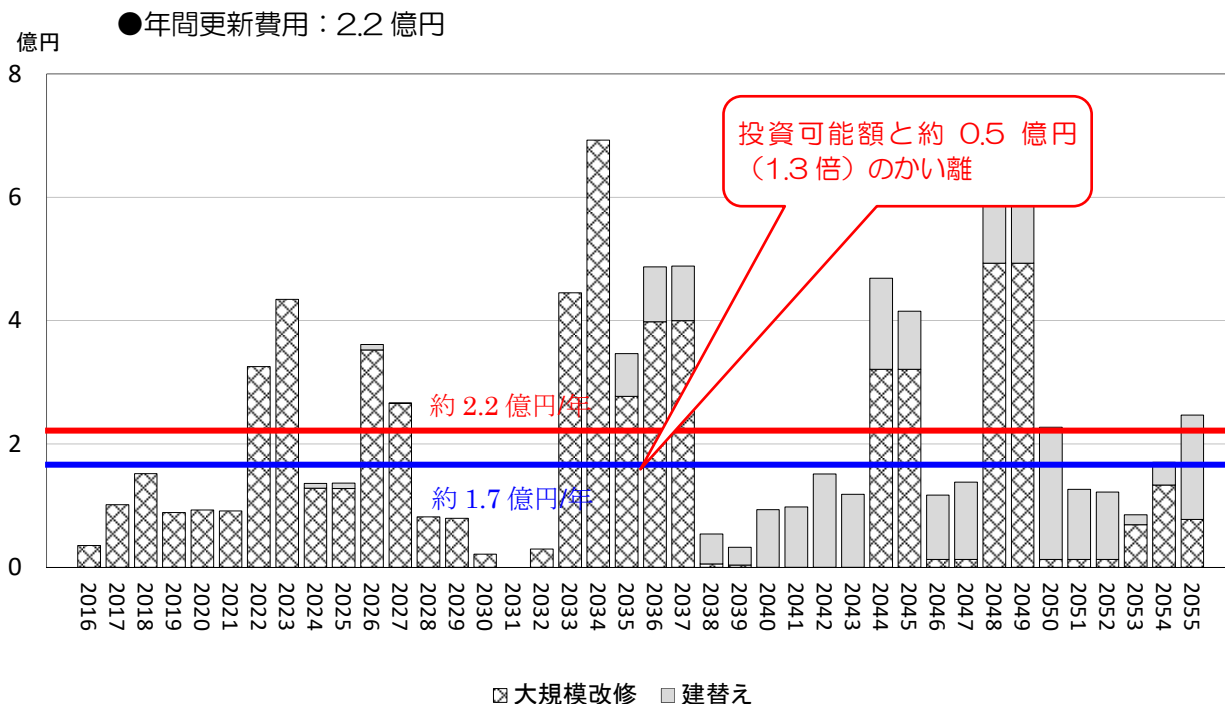


図表 5.7 ケース3（総床面積に対する削減率：40%）

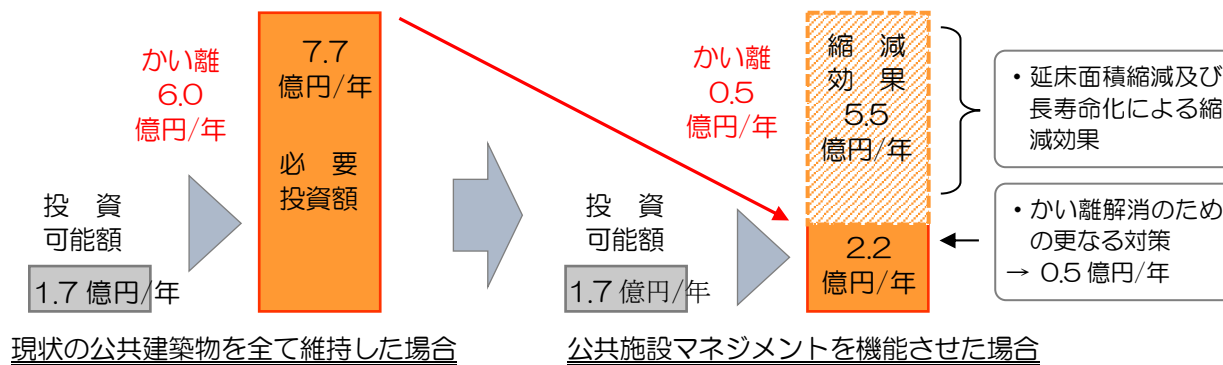
●年間更新費用：2.9 億円



図表5.8 ケース4（総床面積に対する削減率：50%）



図表 5.9 公共建築物の目標イメージ（ケース4の例）



かい離解消のための更なる対策としては次のようなものが考えられます。

- ①維持管理費及び運営費は、延床面積の縮減に応じて縮減可能と考えられる。
- ②維持管理及び運営費の効率化
- ③縮減施設の土地売却収入
- ④PPP/PFI 事業の導入など民間活力の導入
- ⑤その他、行革による効果など

なお、このシミュレーションは、現時点の限られた条件下で実施したものであり本計画においては参考値に留めます。今後、必要に応じて計算条件や算定方法について、さらに詳しく検討を進めます。

3 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み

※令和3年度推計

(1) 個別施設計画の策定状況

本町では、施設ごとの管理の取り組み方針を示す「個別施設計画（長寿命化計画）」を策定しています。下記に令和2年度末現在において策定済みの個別施設計画を記載しています。今後も必要に応じ、未策定の分野についても、順次策定を進めていきます。

図表 5.10 個別施設計画の策定状況

種 類	策定年度	計 画 名
公共建築物	令和2年度	勝央町 公共施設等個別施設計画
道路	令和2年度	勝央町 舗装の個別施設計画
橋りょう	令和2年度	勝央町 橋りょうの長寿命化計画
下水道施設	令和元年度	勝央町公共下水道 スtockマネジメント実施計画
水道施設	平成30年度	水道事業 アセットマネジメント

(2) 今後10年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み

個別施設計画（長寿命化計画）を基に、今後10年間（令和3年度～令和12年度）の維持管理・更新等に係る経費の見込み（以下、経費見込み）を試算すると、町全体で約166.8億円の試算となりました。耐用年数超過時に単純更新した場合（以下、単純更新した場合）と比較し、約49.1億円（約22.8%）の長寿命化対策の効果額を見込んでいます。

会計別では、普通会計の今後10年間における経費見込みは約119.0億円、公営事業会計は約47.8億円となっており、単純更新した場合と比較すると、普通会計で約6.9億円（約5.5%）、公営事業会計で約42.3億円（約46.9%）の長寿命化対策の効果額を見込んでいます。

また、10年間の経費見込みを1年あたりの金額に割り戻すと、普通会計で約11.9億円、公営事業会計で約4.8億円の試算となり、現在要している経費（過去3年平均）と比較すると普通会計で約1.7倍、公営事業会計で約1.8倍の経費を見込んでいます。

図表 5.11 今後10年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み (単位：百万円)

分類/項目		経費見込み (①)	財源	耐用年数超過時に 単純更新した場合 (②)	長寿命化対策の 効果額 (①-②)	現在要している 経費 (過去3年平均)
普通会計	建築物 (a)	9,187	基金 地方債 国庫支出金 県支出金 一般財源など	9,816	▲630	404
	インフラ施設 (b)	2,715		2,772	▲58	304
	計 (a+b)	11,901		12,589	▲687	708
公営事業会計	インフラ施設 (c)	4,781		9,008	▲4,227	261
建築物計 (a)		9,187	-	9,816	▲630	404
インフラ施設計 (b+c)		7,495	-	11,780	▲4,285	566
合計 (a+b+c)		16,682	-	21,596	▲4,914	969

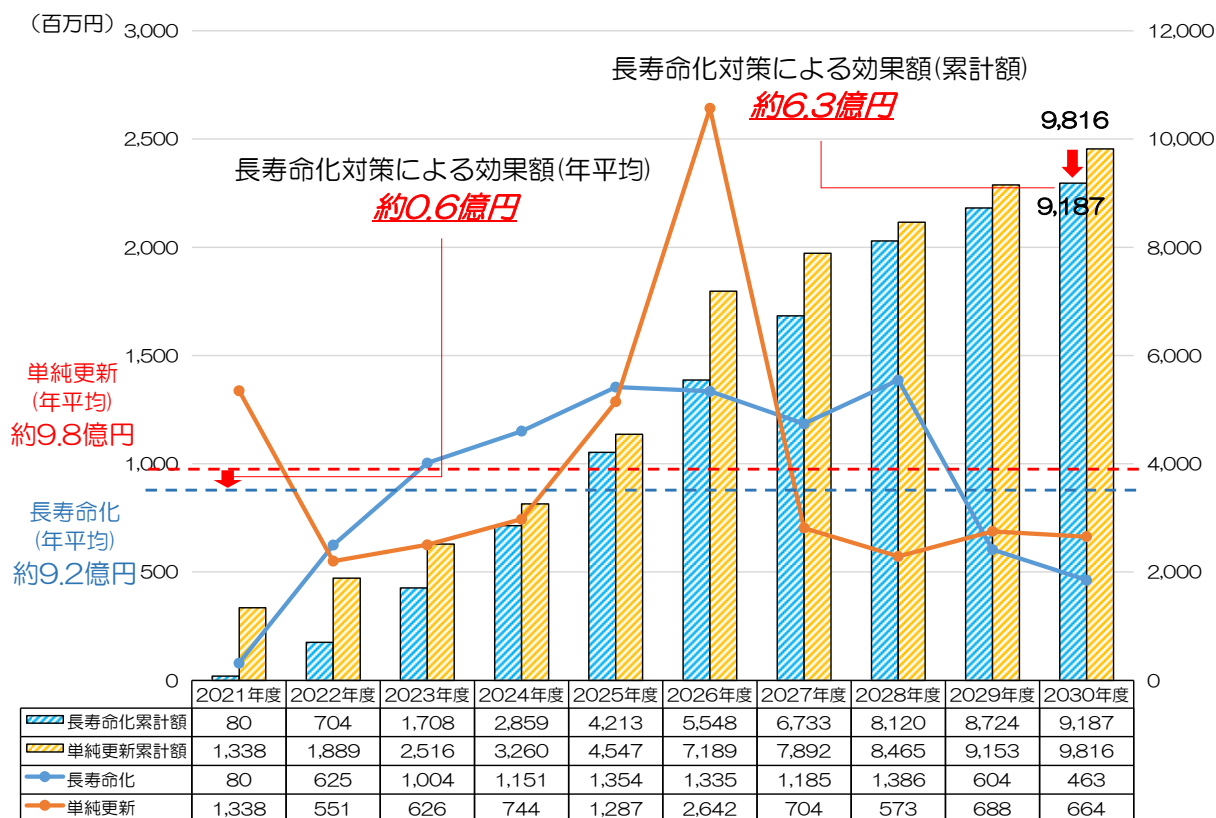
ア 公共建築物の維持管理・更新等に係る経費の見込み

今後 10 年間の経費見込みは約 91.9 億円となっており、単純更新した場合の約 98.2 億円と比較すると、約 6.3 億円（約 6.4%）の長寿命化対策による効果額を見込めます。

また、今後 10 年間の経費見込みを 1 年あたりの金額に割り戻すと約 9.2 億円となり、単純更新した場合の約 9.8 億円と比較すると、1 年あたり約 0.6 億円（約 6.4%）の長寿命化対策効果額を見込めます。

今後も、適正な修繕や改修等による公共建築物の長寿命化を進め、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

図表 5.12 公共建築物の維持管理・更新等に係る経費の見込み（年度別）



■試算条件

① 今後 10 年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み

- 大規模改修、更新に係る経費は「勝央町公共施設個別施設計画」から集計する。
- 維持管理・修繕に係る経費は過去 3 年間の平均額を試算期間分（10 年間）集計する。

② 耐用年数超過時に単純更新した場合

- 現有する公共建築物は廃止せず全て維持する。
- 大規模改修、更新費用の算出にあたり、公共施設等更新費用試算ソフト（Ver.2.10）更新単価を使用する。
- 30 年経過で大規模改修、60 年経過で更新費用を計上する。
- 30 年経過後で大規模改修を未実施、60 年間経過後で更新を未実施の公共建築物については、試算期間内（10 年間）で均等に配分する。

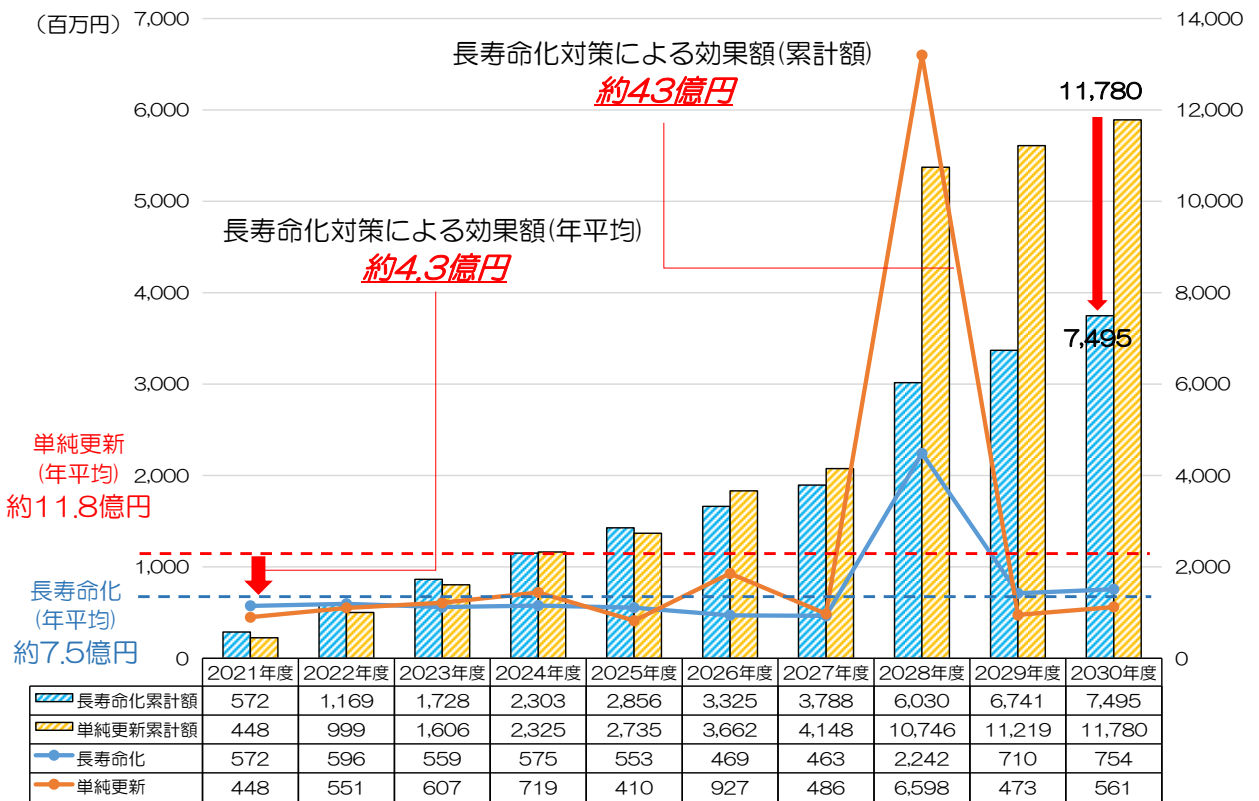
イ インフラ施設の維持管理・更新等に係る経費の見込み

今後 10 年間の経費見込みは約 75.0 億円となっており、単純更新した場合の約 117.8 億円と比較すると、約 42.9 億円（約 36.4%）の長寿命化対策による効果額を見込めます。

また、今後 10 年間の経費見込みを 1 年あたりの金額に割り戻すと約 7.5 億円となり、単純更新した場合の約 11.8 億円と比較すると、1 年あたり約 4.3 億円（約 36.4%）の長寿命化対策効果額を見込めます。

なお、公営事業会計におけるインフラ施設の長寿命化対策の効果額が約 42.3 億円となっており、長寿命化対策の効果額の大半を占めています。これは、法定耐用年数を超過した水道施設の更新需要が 2028 年度（令和 10 年度）に集中しているためです。

図表 5.13 インフラ施設の維持管理・更新等に係る経費の見込み（年度別）



■試算条件

① 今後 10 年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み

- 道路（町道、農道、林道）：過去 3 年間に於ける維持管理・修繕、改修工事の平均額を集計する。
- 橋りょう：「勝央町 橋りょうの長寿命化計画」から集計する。
- 公園：過去 3 年間に於ける維持管理・修繕、改修工事の平均額を集計する。
- 水道：「水道事業 アセットマネジメント」から集計する。
- 下水道：「下水道事業 経営戦略」から集計する。

② 耐用年数超過時に単純更新した場合

- 道路（町道、農道、林道）：①と同額（長寿命化対策による効果額なし）
- 橋りょう：「勝央町 橋りょうの長寿命化計画」から集計する。
- 公園：①と同額（長寿命化対策による効果額なし）
- 水道：「水道事業 アセットマネジメント」から集計する。
- 下水道：「勝央町公共下水道 スtockマネジメント実施計画」から集計する。

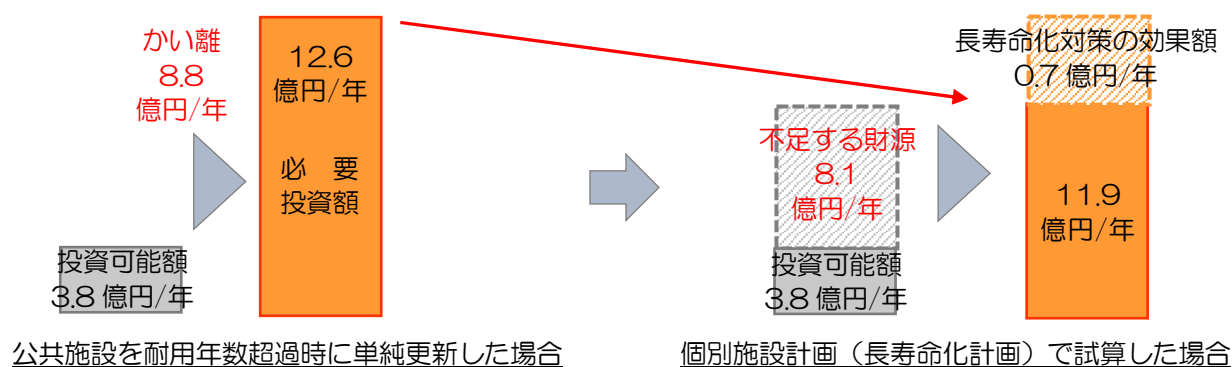
(3) 充当可能な財源見込みの考え方について

ア 普通会計

本町の財政計画に示された「財政運営適正化計画内投資的事業、投資的経費充当可能一般財源」によると、令和3年度～令和7年度における年平均額は約3.8億円とされています。これは、普通会計における公共建築物及びインフラ施設に充当可能な財源となります。個別施設計画（長寿命化計画）を基に試算した今後10年間の経費見込み約11.9億円/年と比較すると、約8.1億円/年が不足する試算となります。

不足する財源については、国・県からの支援措置や補助制度等を検討するとともに、交付税措置のある起債の活用を優先するなど全庁的に情報を共有しながら、有効活用を図っていきます。また、中・長期的な財政状況を見据え、基金を活用し、財政負担の平準化を図ることを検討します。

図表 5.14 財源不足額のイメージ



イ 公営事業会計

インフラ施設を保有する公営事業会計は、水道事業・下水道事業とも、個別に経営戦略を策定しています。経営戦略では、投資計画を履行するための財源を財政計画において確保することが基本であり、今回の試算においても、経営戦略に基づいて算出していることから、長寿命化対策等した場合の試算と財源見込みは均衡しているものとみなします。

4 公共建築物一覧

全ての公共建築物について、「第4章 2 公共建築物について」で示したとおり、維持する施設は、適切な点検・診断等及び耐震化を含む維持管理・修繕を実施し、大切に使用します。また、建替え時期が到来した段階では、その施設の評価（建物自体の状態、維持管理コスト、公共サービスの提供状況など）に基づき、機能・サービスの優先度や提供範囲を再確認し、施設の除却（廃止・解体等を含む）も含めた再編を実施します。

本町の公共建築物を大分類別に示します。

(1) 住民文化系施設

中分類	施設番号	施設名	代表建物建築年度	施設総床面積(m ²)	代表建物構造	代表建物耐用年数
集会施設	7	勝央文化ホール	2004	2,563	RC	47
	50	吉野コミュニティセンター	1981	309	RC	47
	51	古吉野コミュニティセンター	1981	499	S	34
	52	植月コミュニティセンター	1983	368	SC	34
	53	植月北集会所	1987	70	W	22
	54	豊久田教育集会所	1976	140	RC	47
	55	高取多目的研修集会所	1988	343	RC	47
	56	豊久田集会所	1973	237	S	34
	57	河原会館	1978	250	RC	50
	59	勝央町公民館	1975	1,690	RC	50
	60	勝間田教育集会所	1980	146	RC	47
	61	畑屋多目的研修集会所	1990	99	W	22
	62	植月教育集会所	1977	146	RC	47
	63	草笛団地集会所	1973	45	W	22
64	向山団地集会所	1973	45	W	22	

(2) 社会教育系施設

中分類	施設番号	施設名	代表建物建築年度	施設総床面積(m ²)	代表建物構造	代表建物耐用年数
図書館	8	勝央図書館	2002	721	W	24
美術文学館等	6	勝央美術文学館	2004	1,011	W	24
	40	下山本陣	1998	86	W	22
	71	旧勝央町郷土美術館(旧勝田郡役所)	1912	846	W	—

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

中分類	施設番号	施設名	代表建物建築年度	施設総床面積(m ²)	代表建物構造	代表建物耐用年数
スポーツ施設	58	勝央町武道館	1987	719	W	22
	73	勝央勤労者体育センター	1983	1,585	RC	47
レクリエーション施設・観光施設	74	おかやまファーマーズ・マーケット ノースヴィレッジ	1996	5,130	S	31

(4) 学校教育系施設

中分類	施設番号	施設名	代表建物建築年度	施設総床面積(m ²)	代表建物構造	代表建物耐用年数
学校	1	勝央中学校	1993	8,675	RC	47
	2	勝央北小学校	1987	2,836	W	22
	3	勝間田小学校	2008	8,162	RC	47

(5) 子育て支援施設

中分類	施設番号	施設名	代表建物建築年度	施設総床面積(m ²)	代表建物構造	代表建物耐用年数
保育園	10	古吉野保育園	1983	500	RC	47
	11	吉野保育園	1988	514	RC	47
	13	植月保育園	1986	606	RC	47
	14	勝間田保育園	1980	1,917	RC	47
	80	高取保育園	2020	1,750	S	34
幼児・児童施設	12	旧高取保育園	1984	418	RC	47
	16	ふれあい館かしの木(旧高齢者福祉センター)	1982	903	S	38

(6) 保健・福祉施設

中分類	施設番号	施設名	代表建物建築年度	施設総床面積(m ²)	代表建物構造	代表建物耐用年数
障がい福祉施設	70	勝英地域保健福祉センター	1952	846	RC	50
保健施設	17	勝央町総合保健福祉センター	1996	3,733	SRC	50
その他社会福祉施設	15	勝央共同福祉施設	1988	550	RC	38

(7) 行政系施設

中分類	施設番号	施設名	代表建物建築年度	施設総床面積(m ²)	代表建物構造	代表建物耐用年数
庁舎等	72	勝央町役場	1982	3,071	RC	50
消防施設	18	第1分団コミュニティ消防センター	1997	166	W	17
	19	第2分団コミュニティ消防センター	1995	137	W	17
	20	第3分団コミュニティ消防センター	1994	112	W	17
	21	第4分団コミュニティ消防センター	1996	166	W	17
	22	第5分団コミュニティ消防センター	1995	103	W	17
	23	本部コミュニティ消防センター	1996	81	W	17
その他行政系施設	9	旧古吉野保育園	1970	282	W	22
	25	高齢者事業団事務所(旧消防署勝央出張所)	1982	165	RC	50
	68	旧農業共済組合	1975	300	S	38
	77	勝央こころざしシェアスペース	2016	273	W	24
	78	どんどん市場	2018	237	S	12

(8) 公営住宅

中分類	施設番号	施設名	代表建物建築年度	施設総床面積(m ²)	代表建物構造	代表建物耐用年数
公営住宅	26	草苗住宅	1978	891	RC	47
	27	向山住宅	1976	969	RC	47
	28	月和田住宅	1973	1,083	RC	47
	29	鶴ヶ途住宅	1979	685	CB	38
	30	緑住宅	1977	1,486	RC	47

(9) 公園

中分類	施設番号	施設名	代表建物建築年度	施設総床面積(m ²)	代表建物構造	代表建物耐用年数
公園	75	勝央町北部運動公園	1987	145	S	38
	76	勝央緑地運動公園	1978	619	RC	50

(10) その他

中分類	施設番号	施設名	代表建物建築年度	施設総床面積(m ²)	代表建物構造	代表建物耐用年数
その他	4	旧吉野小学校	1990	2,936	W	22
	5	旧古吉野小学校	1988	1,622	W	22
	31	旧北横町住宅	1965	31	W	22
	32	旧黒坂住宅	1965	31	W	22
	37	勝央町共同加工施設	1988	362	W	15
	39	長尾山斎場	1986	491	RC	50
	42	勝央町堆肥メインセンター	1995	3,190	S	31
	43	農産物加工処理施設	1996	183	S	31
	44	勝間田地区糞尿処理施設	1996	916	S	31
	45	植月地区家畜糞尿処理施設	1991	1,876	W	15
	46	河原ライスセンター	1976	585	S	31
	48	吉野集落環境管理施設	1991	1,423	S	38
	49	高取地区家畜糞尿処理施設	1991	598	W	15
	66	勝間田コミュニティハウス	1964	225	W	24
	67	旧勝間田駅	1936	167	W	24
	69	旧町民プール更衣室外	1975	56	CB	38
79	勝央町北部(植月中)お試し住宅	2018	103	W	24	
81	勝間田駅	2020	84	W	24	

5 施設再編のケーススタディ

(1) 共通手法

① 長寿命化・コスト縮減

長寿命化とは、老朽化した建物の構造・設備・機能等の耐久性を高め、建物自体をできるだけ長く利用する手法です。このことで、建物のライフサイクルコストから求めた1年当たり費用の縮減と平準化が実現できます。公共建築物の総延床面積の縮減が必要な中で、長寿命化手法をすべての建物に適用するのは現実的ではありません。長期に活用する施設を選定し、対象を定めたいうえで計画的に実施します。

また、光熱水費、人件費等の削減、運営の効率化等によりコスト縮減を図ります。

② 官民連携手法等

官民連携手法等は、PPP（Public Private Partnership）や PFI（Private Finance Initiative）など、民間の資金やアイデア、活力などを公共サービスに活かす手法です。導入のメリットとして、行政と民間で適切なリスク分担が行えること、民間の資金調達やノウハウを活用することによる低廉かつ質の高い行政サービスの提供、それに伴う行政の財政負担の軽減、地域事業者の参画による地域経済の活性化があげられます（図表 5.15 参照）。

図表 5.15 官民連携手法

官民連携手法	事業方式等
PPP Public Private Partnership	官民連携または公民連携と呼ばれる。PPP は官民連携の包括的な概念で民間事業者の関与度合いや資産保有形態によっていくつかの整備手法に分かれる。以下に示す PFI、指定管理者制度、包括的業務委託も PPP の手法の一つに位置づけられる。
PFI Private Finance Initiative	民間資金による社会資本整備。民間の資金やノウハウを活用した社会資本整備手法であり、次に示すような幾つかの事業方式がある。 ① BTO（Build Transfer Operate）方式：施設の整備を民間が行い、施設整備後は所有権を行政へ移転し、民間が維持管理運営を行う。 ② BOT（Build Operate Transfer）方式：施設の整備を民間が行い、整備後は民間が施設を所有しつつ運営を行い、事業終了後に所有権を行政に移転する。 ③ BOO（Build Own Operate）方式：施設の整備を民間が行い、整備後は民間が施設を所有しつつ運営を行う。 ④ コンセッション方式：施設の所有権は行政が保有し、長期にわたって運営権を民間に提供することで民間事業者が施設の維持管理運営を行う。
指定管理者制度	公共施設の管理・運営を民間企業や NPO に包括的に代行させる制度である。
包括的業務委託	地方公共団体が行政責任を果たす上で、必要な監督権等を留保したうえで、その業務を包括的に民間（個人も含む）に委託することで公共施設を運営する。

※PPP は、本来官民連携を総称する言葉ですが、ここでは便宜上官民連携手法の一つとして用いています。

③ 民間活用・住民譲渡

民間活用は、施設を民間に貸付・譲渡または売却し、住民には民間施設として利用してもらう手法です。

住民譲渡は、施設を住民に譲渡する手法で、対象施設は集会所が想定されます。譲渡は一般に無償で行い、その後の維持管理は住民が自ら行うため、維持・運営費等の町負担はなくなります。

④ 受益者負担の見直し

受益者負担の見直しは、施設使用料の適正化（受益者負担の適正化）を図ることです。

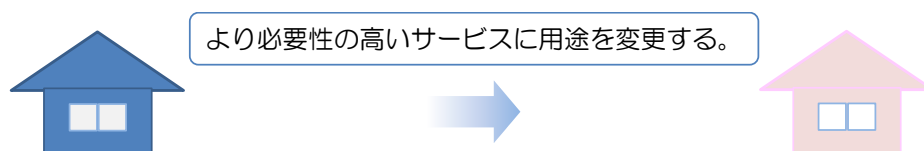
受益者負担の見直しについては状況を十分勘案する必要がありますが、維持管理費（人件費、光熱水費、委託費等）と減価償却費を対象として、施設維持だけでなく、将来継承する施設の建替費用についても利用者に負担してもらうことを検討します。

(2) 個別手法（公共サービス機能の休止・廃止）

公共サービスを縮小、休止・廃止し、既存施設を活用する場合や処分する場合の手法を整理します。

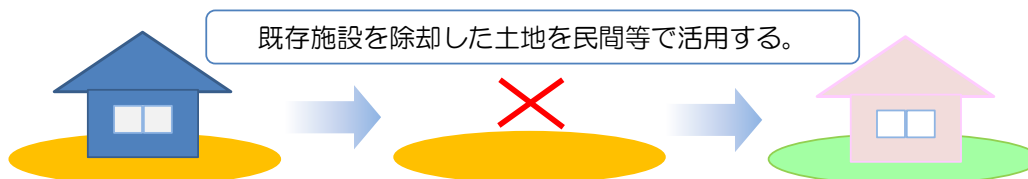
① 用途変更

用途変更は、既存施設の全体あるいは一部を他の用途へ変更し有効活用する手法です。施設カルテ等により、余剰の公共施設や公共施設内の空き部屋等の状況を把握しておき、これにより別途、必要性が高まったサービスや不足サービスを補うことを検討します。



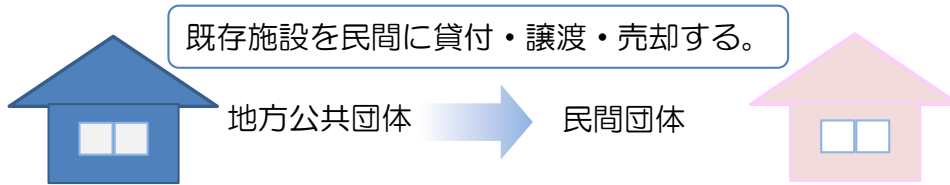
② 跡地活用

跡地活用は、施設の統廃合等によって既存施設が除却されるなどして発生した跡地に新たな機能を導入して活用する手法です。これには、民間活用や売却も含まれます。



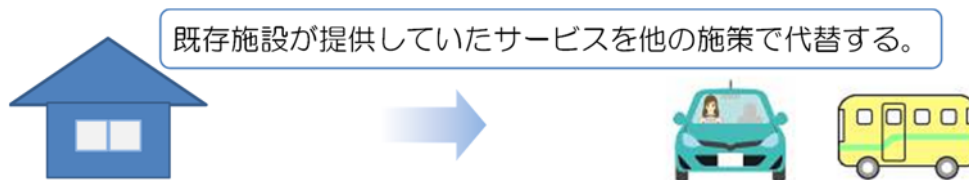
③ 民間活用

民間活用は、施設を民間に貸付・譲渡または売却し、町民には民間施設として利用してもらうことを指します。



④ 代替・補完サービス

代替サービスは、これまで施設が提供していた公共サービスを、ITなどを活用して別の方法により提供する方法です。また、補完サービスは、施設の統廃合によりサービスを提供する施設そのものの数が減ることによる不便さを補うサービスを指します。バスやデマンドタクシーなどの町民の足を助ける手法や、また、最近はコンビニが役所の代わりをして町民票発行や所得証明が取れるようになっている事例もあります。これも補完サービスと考えることができます。このようなサービスを駆使して、施設総量の縮減に伴うサービス機能の低下を防ぎます。

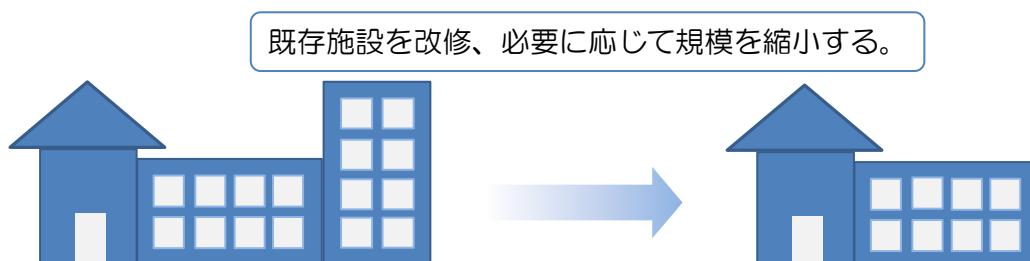


(3) 個別手法（公共サービス機能の継続）

公共サービスの提供を継続するための既存施設の改築、更新を行う場合の手法を整理します。

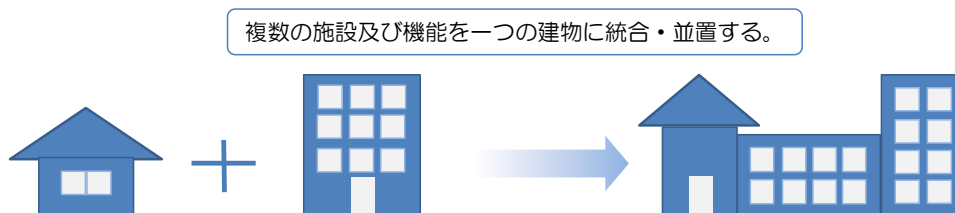
① 改修（規模縮小を含む）

改修は、必要機能に応じて行いますが、必要規模を見直し、必要に応じてそれを縮小することにより、総量及び維持管理コストの縮減を実現します。



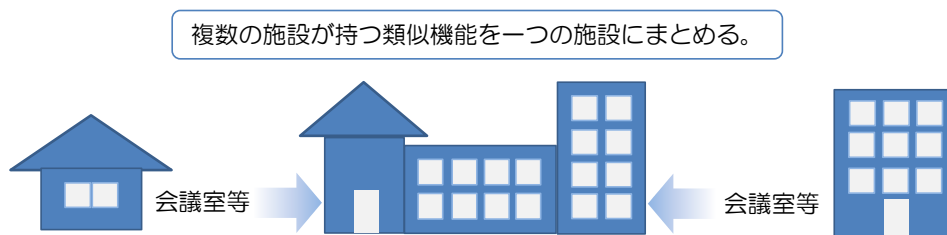
② 複合化

複合化は、複数の施設及びサービス機能を一つの建物に統合・並置する手法です。このことにより、エントランスや通路、会議室、給湯室、トイレなど共用部分をもって整備するため、その分整備費や運営費を縮減することができます。



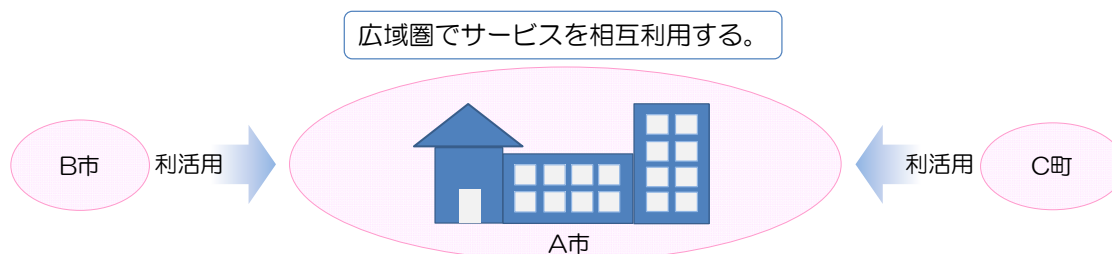
③ 集約化

集約化は、複数の施設に跨るサービス機能群を個々の機能に細分化し、再構成したうえで一つの建物等に纏める手法です。たとえば、会議室は、公民館、集会所などのほか庁舎や学校にも存在します。これらの稼働率を勘案しながら全体として必要な量に縮減していくことを検討します。



④ 広域化

広域化は、町外の町民も利用可能な施設を広域で役割分担してサービス提供を行う手法です。広域化には、自ら施設を所有し広域に対してサービスを提供する場合、施設を所有せずにサービス提供を受ける場合が考えられます。



6 公共施設等総合管理計画の策定・実施に向けた支援等

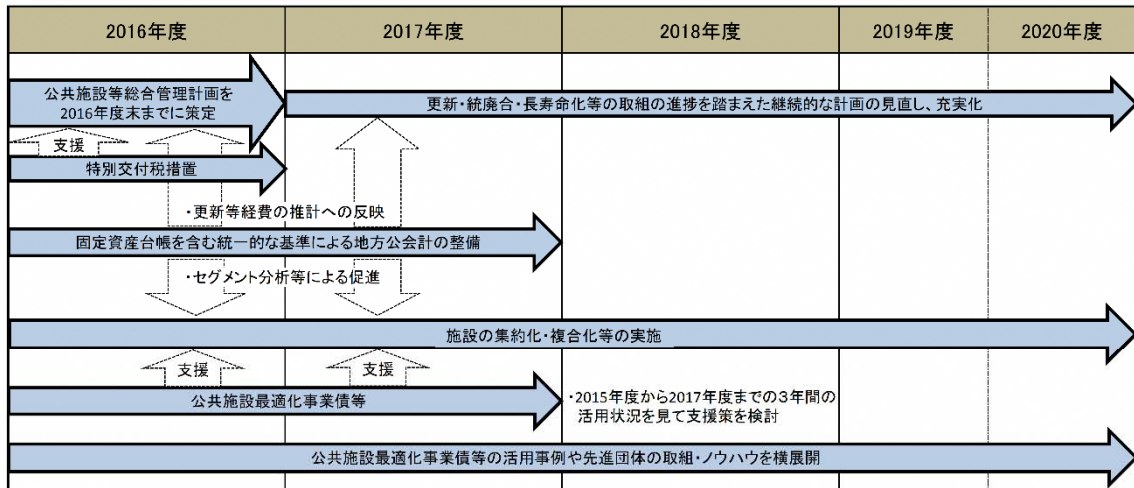
(1) 概要

経済・財政一体改革委員会資料（2015年（平成27年）10月2日発表：総務省）によると、地方公共団体が行う固定資産台帳の整備、地方公会計の導入及び2016年度（平成28年度）末までの公共施設等総合管理計画の策定に向けた取り組みを加速化させるとし、同計画の策定・実施に向けて次のような支援等を行うとしています。

- ① 公共施設等総合管理計画の策定を特別交付税措置等により促進（集約化・複合化等にまで踏み込んだ公共施設等総合管理計画となるよう促す）。
- ② 固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計の整備を特別交付税措置等により促進（公会計によって施設毎のコスト等を「見える化」することで、公共施設の統廃合等の検討を促進）。
- ③ 公共施設の集約化・複合化事業や転用事業、除却事業を地方債の特例措置により促進。
- ④ 公共施設最適化事業債（施設の集約化・複合化）等の活用事例や先進団体の取り組み・ノウハウを横展開。

今後の取り組みスケジュール等は次のとおりです（図表5.16参照）。

図表5.16 公共施設等総合管理計画に係る今後の取り組みとKPIについて



※ 公共施設等総合管理計画に基づいた個別施設計画は2020年度までに策定

【想定されるKPI】

- 公共施設等総合管理計画を策定した地方自治体数
- 固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備した地方自治体数
- 施設の集約化・複合化等を実施（公共施設最適化事業債等を活用）した地方自治体数

2

※出典：経済・財政一体改革委員会第3回非社会保障WG（公共施設等総合管理計画）説明資料（総務省より）

(2) 公共施設最適化事業債を活用した先進事例

公共施設等最適化事業債とは、公共施設等総合管理計画の策定・実施に向けた支援等の一環で創設されたもので、その計画に基づいた既存の公共施設の集約化・複合化を実施する事業に対して充当することができる地方債です。

平成 29 年度からは、現行の公共施設等最適化事業債について、長寿命化対策、コンパクトシティの推進（立地適正化）及び庁舎機能の確保（市町村役場機能緊急保全）を追加するなど対象となる事業が拡充され、新たに「公共施設等適正管理推進事業債」となりました。また、令和 3 年 10 月に改定された地球温暖化対策計画において、地方団体は国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて率優先的な取組を実施することとされたことを踏まえ、脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、「公共施設等適正管理推進事業費」の対象事業に新たに「脱炭素化事業」が追加されます。（事業年度は、令和 4 年度から令和 7 年度までの 4 年間）

■公共施設最適化事業債（集約化・複合化事業）

【期間】2015 年度（平成 27 年度）からの 3 年間

【充当事業】地方債充当率：90% 交付税算入率：50%



対象事業及び事業費を拡張した上で、事業期間を延長

■公共施設等適正管理推進事業債

・集約化・複合化事業

【期間】2022 年度（令和 4 年度）からの 5 年間

【充当事業】地方債充当率：90% 交付税算入率：50%

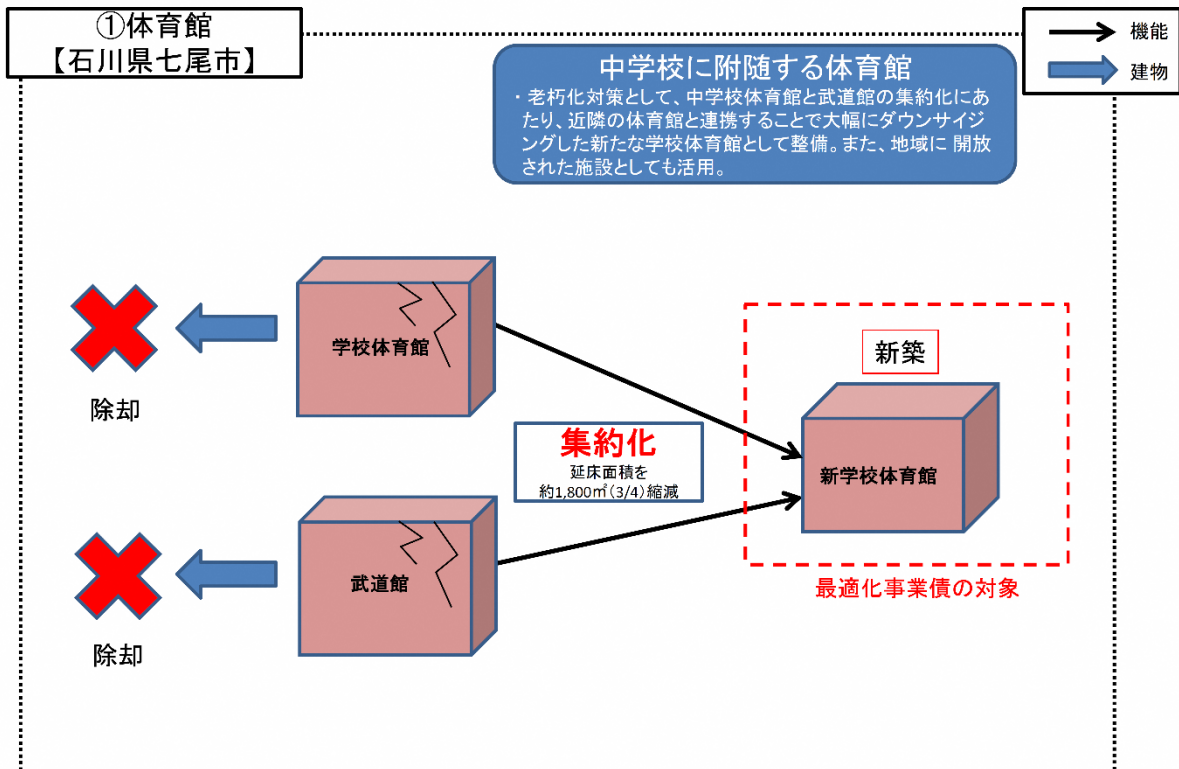
・脱炭素化事業

【期間】2022 年度（令和 4 年度）からの 4 年間

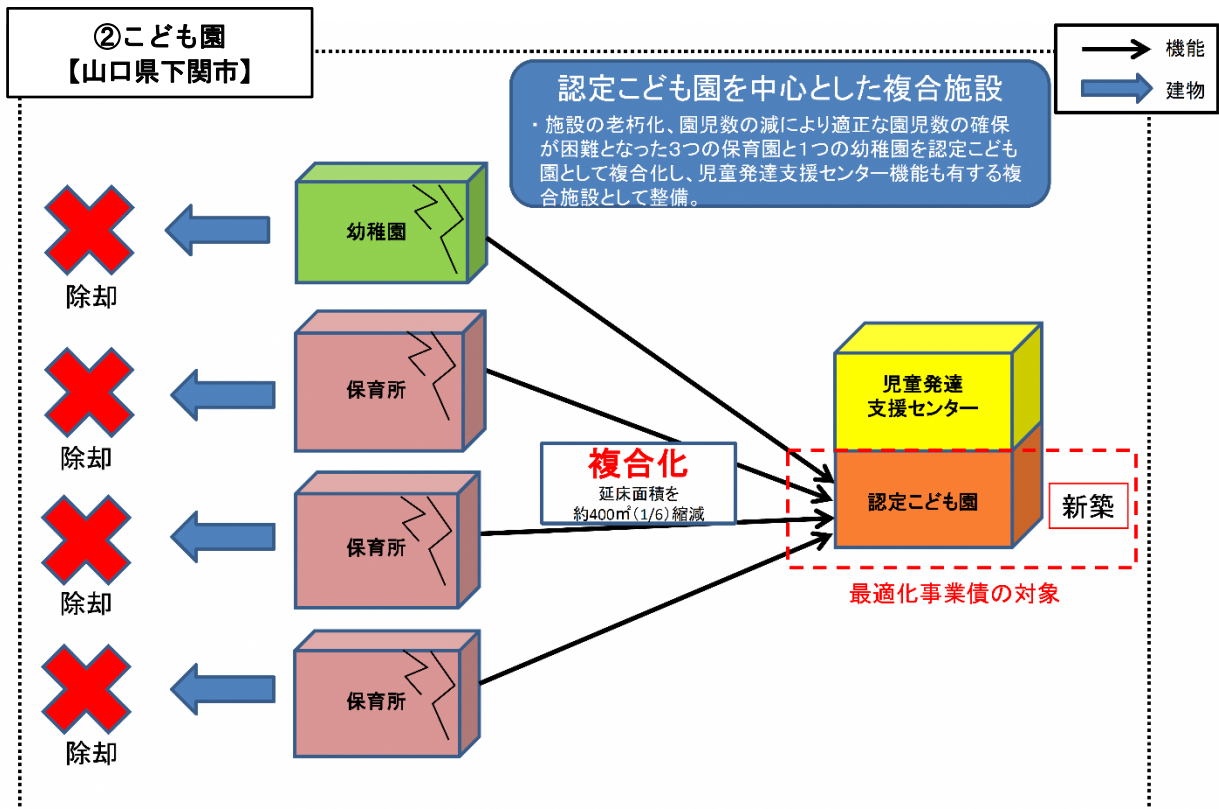
【充当事業】地方債充当率：90% 交付税算入率：30～50%

以下、総務省が公表した公共施設最適化事業債を活用した先進事例を示します（図表 5.17～5.21 参照）。

図表5.17 体育館の事例



図表5.18 こども園の事例



図表5.19 給食センターの事例

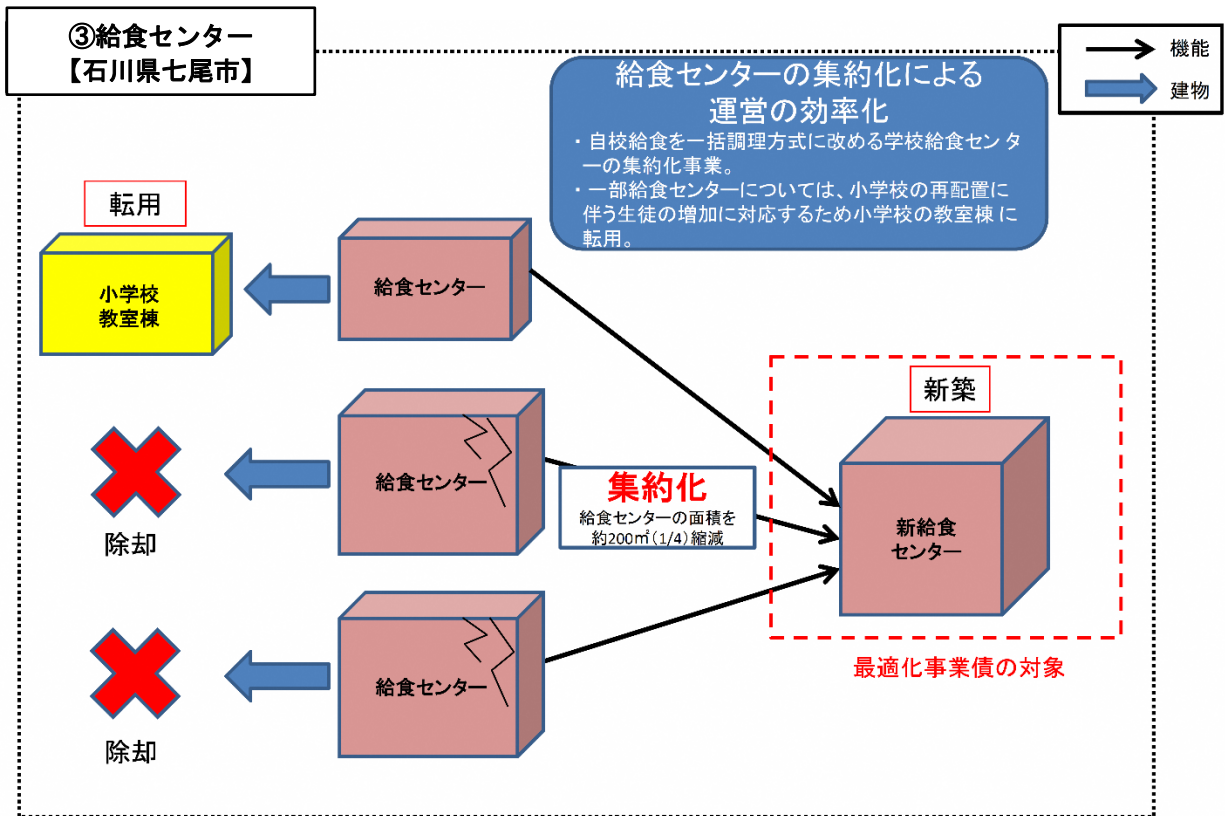
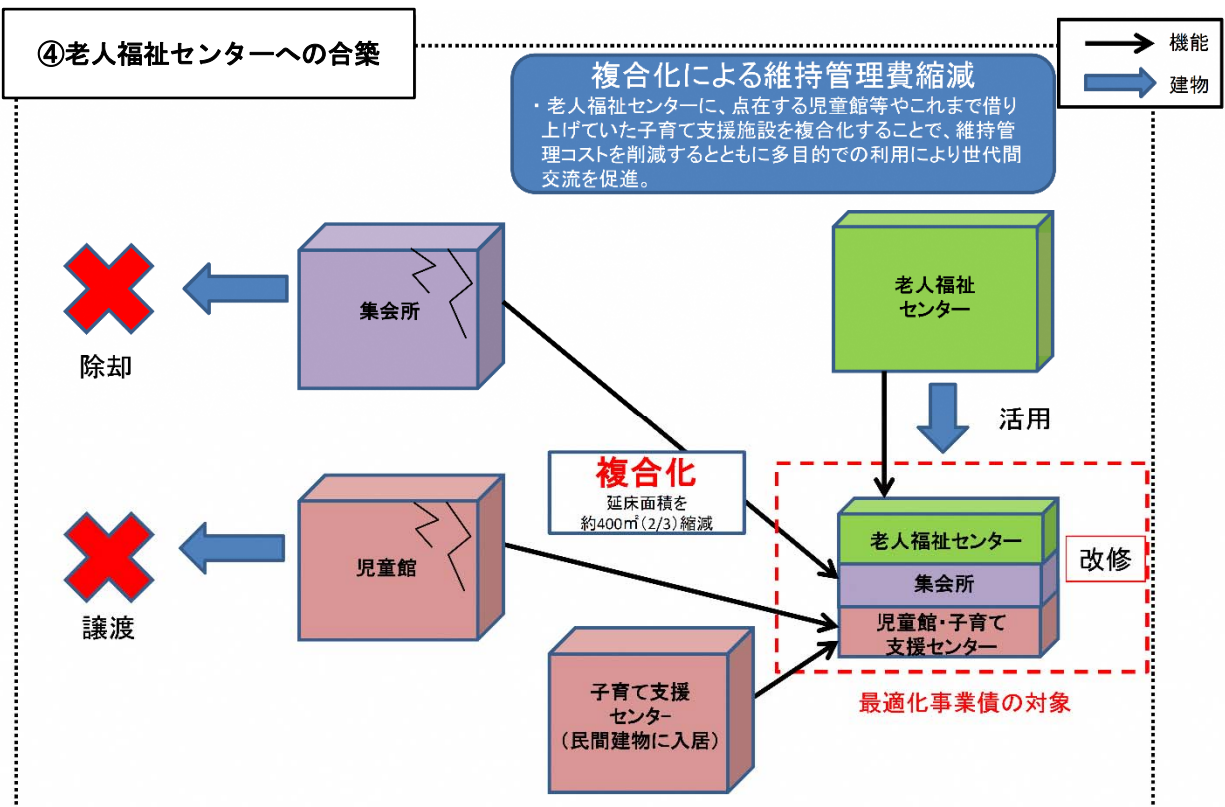
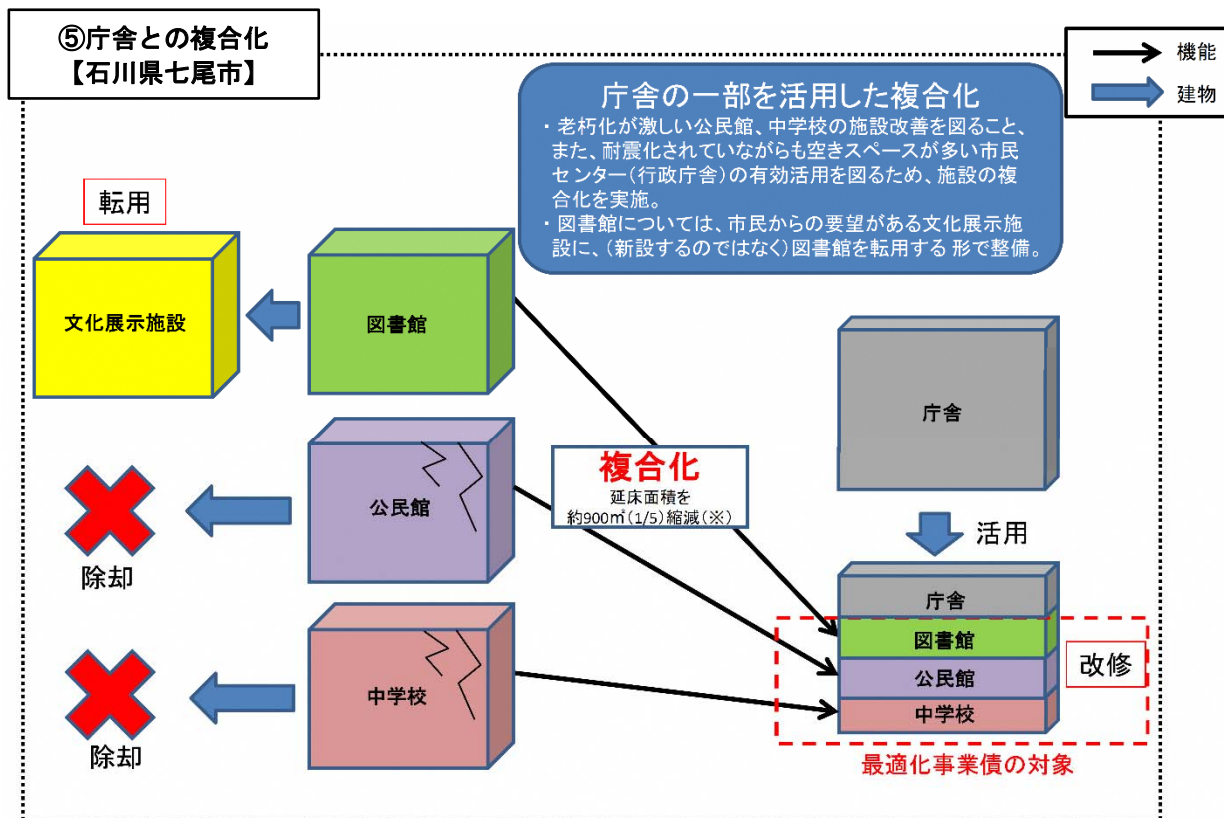


図5.20 老人福祉センターの事例



図表 5.21 庁舎との複合化の事例



7 官民連携

(1) 多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針

国は、極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進め、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の力を活用していくことが重要であるとし、多様な PPP/PFI 手法をまとめた「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（2015 年（平成 27 年）12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定。以下「指針」という。）を定めました。

この指針により、PPP/PFI 手法の導入について優先的に検討するよう人口 20 万人以上の地方公共団体に対して要請が行われましたが、人口 20 万人未満であっても同様の取り組みを行うことが望ましいものとされています。

本町においても投資的経費の大幅な縮減を余儀なくされているため、従来の官主導の事業から脱却し、幅広い官民連携手法の検討と効果的な導入が求められています。

(2) 官民連携手法の選定

官民連携事業（PPP や PFI、指定管理者制度など）を導入するメリットは、39 ページで示したとおり、民間の資金調達やノウハウを活用することで低廉かつ質の高い行政サービスの提供等があげられます。事業に適した手法の選択を基本計画策定段階から模索することは極めて重要であり、事業の基本的条件を基に、リスク分担・資金調達・LCC（ライフサイクルコスト）・民間事業者の参画意欲等のさまざまな条件をフィルターにして比較しながら、事業に適した事業方式の検討を行う必要があります（図表 5.17 参照）。

図表 5.22 官民連携手法検討フィルター



8 用語集

【い】

■依存財源

国や県（市町村の場合）により定められたり、割り当てられたりする補助金・交付金のほか、地方公共団体が実施する建設事業に充当するために借り入れる長期借入金などを指す。依存財源には、地方交付税、国庫支出金、市町村については都道府県支出金、地方譲与税及び地方債が含まれる。

■一般会計

地方公共団体の会計の中心をなすもの。特別会計で計上される以外のすべての経費は一般会計で処理される。

■一般財源

地方公共団体の歳入のうち、用途が特定されず、どのような経費にも使用できるもの。地方税、地方譲与税、地方特例交付金等及び地方交付税の合計額。なお、これらのほか、市町村においては都道府県から市町村が交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金（政令指定都市のみ）を加算した額をいう。

■インフラ資産

一般的に生活や産業の基盤として整備される施設としてのインフラのうち、道路、橋りょう、上水道及び下水道のこと。

【き】

■起債

国債、地方債、社債等の債券を発行（募集）すること。

■義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費。義務的経費の割合が高いと、その地方公共団体は他の任意の事業を実施しにくくなり、一般的に財政が硬直化しているといわれる。

【け】

■建築基準法新耐震基準

建築物や土木構造物を設計する際に、それらの構造物が最低限度の耐震能力を持っていることを保証し、建築を許可する基準のこと。

■公営事業会計

法律の規定により、いずれの団体も特別会計を設けてその経理を行わなければならない公営企業や事業に係る会計をいう。具体的には次のように分類される。

- ① 地方財政法施工例第37条に掲げる事業に係る公営企業会計
- ② 国民健康保険事業、老人保険医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び国立大学付属病院事業会計
- ③ 上記①及び②の事業以外の事業で地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業に係る会計

【し】**■自主財源**

地方公共団体が自主的に収入しうる財源をいう。地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入がこれに該当する。自主財源の割合が高いことは、その用途決定が自主的に行いうる状況を指しており、地方公共団体にとって、一般的に自主財源の割合が高いことが望ましい。

■事後保全

建築物等の部分あるいは部品に不具合、故障が生じた後に、部分あるいは部品を修繕あるいは交換し、性能、機能を所定の状態に維持する保全の方法。

■社会保障費

医療・介護の自己負担分以外の給付額や年金の受給額など、社会保障制度によって国や地方公共団体から国民に給付される金銭・サービスの年間合計額。

【た】**■耐用年数**

減価償却の対象となる資産において利用が可能な年数のこと。また、減価償却資産を適正に費用配分するための年数のこと。

【ち】**■地方交付税**

全国の町民が、都会でも田舎でも等しい行政サービスを受けられるよう、それに必要となる費用を、国が各地方公共団体に配分するもの。国税である所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定割合を財源とすることが定められている。本来は地方固有の自主財源と言えるが、配分の過程における国の関与が大きいので、依存財源とされる。一般的に、財政的に豊かな団体には薄く、財政的に厳しい団体には厚く配分される。

■地方債

地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいう。

【と】

■投資的経費

その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものとして支出される経費のこと。生産的経費ともいわれ、これに分類できる性質別経費としては、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費があげられる。

【ふ】

■普通会計

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における実質公債費比率等の対象となる「一般会計等」とほぼ同様の会計の範囲である。

■普通建設事業費

地方公共団体の歳出のうち、性質別分類の際に使用される支出要素の一つ。道路、橋りょう、学校、庁舎等の公共施設の新増築等の建設事業に要する経費で、その支出の効果が将来に残ることから投資的経費と呼ばれる。

【ゆ】

■ユニバーサルデザイン

「ユニバーサル」＝「普遍的な、全体の」という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

【よ】

■予防保全

定期的な点検で早期に損傷を発見し、事故や大規模補修等に至る前の、軽微な段階で補修し長く使う保全の方法。

【ら】

■ライフサイクルコスト

建物のライフサイクル全体にわたって発生する費用のこと。建設費から、水光熱費、点検・保守などの維持管理費用、更新費用、解体処分費や税金・保険費用まで含んでいる。

【P】

■PFI（Private Finance Initiative の略）

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法。

■PPP（Public Private Partnership の略）

公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指す手法。





勝央町 総務部

〒709-4316 岡山県勝田郡勝央町勝間田 201 番地

TEL : 0868 (38) 3111

FAX : 0868 (38) 3210

E-Mail : soumu@town.shoo.okayama.jp